

総務委員会会議録

平成21年2月26日(木)

(開会)10:00

(閉会)16:14

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

それでは「議案第1号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について説明をさせていただきます。配付いたしております平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。今回、追加提案分と合わせて2部ありますので、右肩に「追加提案分」と書いてないほうの資料でございます。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載いたしておりますように、国・県の補助事業等に伴う変更と、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で1億1,972万2千円を追加いたしまして、予算の総額を536億8,991万7千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入から、主なものについて説明させていただきます。まず国庫支出金で、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が交付決定されましたので、追加いたしております。繰入金、財政調整基金で財源調整のため、9,536万円を減額いたしております。諸収入の可燃ごみ処理負担金は、田川地区清掃施設組合ごみ焼却炉稼働停止による可燃ごみの受入れに伴うものでございます。産炭地域活性化基金助成金は、広域事業分として事業採択の決定を受けたものであります。市債につきましては、事業費の変更等により増額いたしております。

次に歳出でございますが、民生費の地域介護福祉空間整備等国庫交付金返還金は、平成19年度事業で整備されましたデイサービス事業所の財産転用による処分に伴いますもので、同額を事業所から歳入で受け入れまして、国へ返還するものでございます。衛生費では、歳入で説明いたしました田川地区の清掃施設組合のごみ受入れに伴う処理費用を計上いたしております。商工費のバス路線維持負担金は、JR宮田新飯塚線ほか1路線につきまして、国庫補助の対象とするための条件であります収支比率55%までの収入不足額を負担するものであります。繰越明許費の補正は、浄化槽設置費補助金については交付決定4件分について、また、旧伊藤伝右衛門邸書生棟等改修工事は、関係機関との協議が長引いたことによりまして、ともに年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。債務負担行為の補正は、事務事業見直し等により事業を延期いたします行政評価制度導入支援業務委託料と、事業実績がございました福岡県西方沖地震被災住宅補修資金利子補給金の2件を廃止するものでございます。公有財産購入費の土地開発公社委託分4件につきましては、事業の進捗状況により年度割の変更を行うものであります。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

田川の清掃工場関係の予算が出ておりますが、予算書の中ではその説明の中に光熱水費と医薬材料費だけが出されておりますが、説明書の中ではかっこ書きとしてその内訳、燃料、光熱水費、医薬材料費というふうに、等と書かれて、金額は当然3千万円ですけども、この予算説明書の中での光熱水費、医薬材料費だけしか提示されていないんですが、これは、あ、またがっているわけですね。すみません、分かりました。それと、それに対する収入のほうですね。

6,500万円なのがしかの収入が、これに伴う収入が受入れがなされておりますが、そこで契約単価の23,500円/トンと資料の中では書かれておるんですけども、この契約単価の積算の根拠といったものは、これは各自治体で決められるのか、あるいは何かそういった取り決め等があるのかですね、それも含めて積算の根拠をお示し願いたいと思います。

環境施設課長

今回のごみ処理経費の積算根拠でございますが、平成20年度の清掃工場費に係ります経費で考えております。需用費、先ほど出ておりました消耗品費、燃料費、光熱水費、薬剤費等ですね、それから役務費、公課費、それから委託料、これにつきまして基本的に基準日を10月に考えておりますので、全体経費を積算した中で10月まで処理したトン数で割り戻した金額が23,500円という形になっております。これは飯塚市の今の清掃工場の平成20年度の実績に基づいて出した金額でございます。

永露委員

そうしますと、この積算根拠の23,500円/トンの中には今の話ですと、いわゆる必要経費ですね、この3千万円の必要経費の分が予算計上されておりますけども、それに見合う分として今度は逆に6500万円の、トンあたりの単価×トン数になると6500万円になるんだらうと思うんですけども、この差額は要するに積算根拠の中の何に、例えば人件費等という形で考えられるわけですか。

環境施設課長

委員ご指摘のとおり人件費等という形で考えております。

永露委員

単純に考えますと、この受入れがあったからといって特別に、例えば臨時を雇ったり人数を増やしたりしたということはないんだらうと思うんですけども、それはなされてないんでしょう、当然。ですね。なされてないんだらうと思うんですが、それはいかがですか。

環境施設課長

田川のごみを受け入れるという形の中では新たに人事配置はしておりません。現在のままでやっております。

永露委員

当然そうでしょうね。そうしますと、今回の田川からの受入れによって実質3千万円の利益が飯塚市は出たということですね。私の考えではですよ。あなた方の考えではこれに当然人件費等が入りましようから、そうしますと6,500万円の受入れは当然の収入金額であるとお考えになるんでしょうけれども、私から見ると飯塚市は受入れによって3千万円の利益が出たということですね。

環境施設課長

計算上ですね、基本的にここに掲げていますように、48トン/日を最大限受け入れると。12月から3月まで約2,800トン。当然、算出上は基本的に約6,500万円となりますが、実際に3千万が出るのかというのは今後実績を見ないとはいっきりしないという状況でございます。ただ予算上は48トン/日の2,800トンを受け入れるという形の中で計上させていただいている状況でございます。

永露委員

そうなってくるとこの積算自体が根拠がなくなってくるじゃないですか。ですから私が申し上げたいのは、こういう周辺自治体のいわゆる緊急事態が生じたことによって、周辺に無理にお願いしなければならない事態というのはどの自治体でもあり得ることなんですよ。逆に飯塚市がそういう状況になることだってあると思うんです、当然。それは各自治体のお互い様のことですから。そういうときに緊急避難的に受入れをやるときに、例えばそこでお互いが実

費だけで受入れをやる、と。余裕があつて当然受入れをするんですから、それに伴って新たな人件費が要るとか何とかという話じゃないんでしょう。現有勢力だけでまかなえるんでしょう、その中で。量が増えることによって実質的に経費としては増えるものがありますからそれは当然いただきましょうということになりますけれども。そういうお互いの周辺自治体の緊急避難的な状況の中で、そういうことは考えられんのかなと。それは逆に飯塚市がお願いすることだってあり得るんですから、それは別に金儲けする必要は何もないんじゃないですかと。それはお互い様でしょうけどもね。だからそういうときにはお互いで相手の困っているときにはお互いが助け合ひましょうと。ただし必要経費だけはきちんといただきますよと。それぐらいのものじゃないかなと私は思っているんですけどね。いかがでしょうか。

市民環境部長

お尋ねの分は言うなれば完全な必要経費だけいただいて受け入れればいいんじゃないかということが1点と、要するにそういう単価の取り決めは他の自治体がどうされているのかというような内容だと思います。その点につきましては私どもも十分注意いたしまして、この積算は課長が言いましたとおり、平成20年度の4月から10月までの焼却にかかる経費、これは職員給与は除いております。要は需用費と委託料、平常修繕委託料あたりを6ヶ月の中でトンあたりで積算した単価がこの内容でございます。それでその積算でいかどうかということで、他の田川地区2施設組合が受け入れております。それと過去に受け入れている内容を見ますと、そういう内容でみんな積算しているということでございましたので、極端に言えば、委託料あたりを外したらどうかという考えもございましたが、そうすると他の受入れ団体との内容が違って困るというような状況もございましたので、今回挙げております23,500円という単価を出しております。

永露委員

全く意見が対立しているわけではないんですから、今私が申し上げたようなことも含めてですね、少し考慮する余地があるんじゃないかというふうに私は思います。こういう相手先が非常事態のときにはお互いがお互いを助け合うという、別にそこで利益を出す必要も全くないんであってですね。そういう気持ちでお互いがやり合っただけであればいいなと思って発言をいたしました。

それと予算書の7ページに債務負担行為のいわゆる限度の変更ですか、がそれぞれ一覧表で出されております。かいつまんで言いますと、これは何を意図するものですか。

財政課長

土地開発公社委託分の公有財産購入費の債務負担行為の変更であります。事業が進捗しておりませんので、今年度の負担分の変更を、年度割の変更が生じてまいりますので、その関係の債務負担行為の変更をしているものでございます。

永露委員

事業の進捗状況に伴うものだけですか。全くそれだけですか。

財政課長

平成21年度買い戻し予定でありました工業団地用地敷等の変更も含まれております。

永露委員

私はこの表を見ましたときにですね、こういうものは毎年よく出る話なんですけども、いわゆる買い戻しの計画を例えば繰り延べる、そのことによって買い戻し金額の減といいますか、例えば限度年を長くする、5年を8年にしたり、例えばその年度は0にすることによって、財政的な配慮もなされておるのではないかなというふうに思ったんですけども、それは全く考えなくてよろしいですか。私の考えは、もうそのことは考え過ぎですよということでは言っていたければそれで結構です。

財政課長

実際にこの事業が各年度で実施できておりませんので、その関係で年度を変更しておるということでございます。財政的な配慮ではありません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

12月議会では一般会計補正予算に経済対策は盛り込んでいないという答弁でした。今回は国の対策を受けて、夏以降の対策を受けてですね、一定の予算が組まれたのかどうか。本会議でも、また本日も説明がありましたけれども、どうもこのような大変な経済危機と市長が戦う決意というか、市民の暮らし、営業を守る決意というか、そういうものが伝わってこないですね。5号との関係もあるということかもしれませんけれども、なぜ4号でそういう構えなり決意が伝わってこないのかというふうに思うんです。それで、まずですね、この経済危機と戦うための予算が組まれているのか組まれていないのか。組まれていればどこにどういうふうに反映しているのかお尋ねをしたいと思います。

財政課長

今回の補正第4号につきましては、委員おっしゃる経済対策関係の補正は組んでおりません。

川上委員

予算書の10ページ、15款「国庫支出金」なんですが、説明欄に地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,660万円定額交付となっております。これは経済対策ではないんですか。

財政課長

国の1次補正で受けましたこの交付金に関しましては、平成20年度予算ですでに計上いたしております企業立地促進補助金、これの新要綱分ということで既に予算計上しておりますので、そちらのほうに充当させていただいた交付金であります。

川上委員

そういうこと聞いてないでしょ。だから経済対策ではないのか、と。これは。地域活性化・緊急安心実現総合対策というのは国の対策ですけども、これはどういう目的で出されてるやつですか。

財政課長

地方公共団体の安心実現のための緊急総合対策として、地域活性化のために交付される交付金でございます。

川上委員

これは2,660万円ということですけども、本市が手を挙げればもらえる枠というのがあるんでしょ。それはどうなってますか。

財政課長

ここに掲げております2,660万円が国から示されました交付限度額でございます。

川上委員

それはメニューというか、どういったものに大体使えるんですか。

財政課長

メニューとしましては、物価に対する総合的対策、特別減税等の実施、消費者政策の強化、非正規雇用対策等の推進等に充当することが可能でございます。

川上委員

今の答弁を聞くと、そのメニュー通りにするとそれなりに苦境に陥っている市民の暮らしと営業を助けることができるんじゃないですか。それには回さずに、そういう目的には回さないで、どこですか、企業立地の促進のお金をもらうところは。そこに回そうというんでしょ。元々

当初予算で手当てしてるわけでしょ、予算計上してるわけでしょ。それなのに、市民の暮らしとか営業のために使えるお金をあなた方はそれに付け替えたわけでしょ。そういうことなんです、どうですか。

財政課長

本市の財政状況から、今回の対策でいえば生活雇用支援対策というところに該当いたしますが、そういったところに従来一般財源を投入しておりますので、そういった一般財源の補完としまして今度の交付金を活用させていただいたところでございます。

川上委員

今のお話だと、企業立地推進のために予定していたお金をすでに暮らしとか営業を守るために使ったので、今度来たお金を充てたという答弁ですか。

財政課長

そのとおりでございます。

川上委員

そういうことができるんですか。この地域活性化・緊急安心実現総合対策ということでうってるわけですから、今言われたメニューのほうに力点置いてやるべきじゃないんですか。私は国が対策打って、そしてメニューも示してる中で、その方向には使わないで、用意していた企業立地促進のほうを使ったのでそっちに回しますと。そういう安易な付け替えは認められないと思います。部長、どういうお考えですか。

財務部長

今、質問者が申されます、国の施策と合致していないのではないかということでございますが、当初予算の中でも財政的に非常に厳しい中、基金を取り崩した中で事業を展開させていただいております。国が示した要綱の中でも該当いたしましたので、その事業に充当させていただいて、事業の継続を図っていこうというふうに考えております。

川上委員

この判断は齊藤市長の判断でもあろうと思うんですよね。要するにあなた方は確かに地域活性化、それから緊急安心実現ということになっているけれども、企業誘致に充てて、物価対策だとかそういったことには、消費者の対策だとかには使わなかったと、そういうあなた方は政策判断をしたということですよ。私はこれはおかしいと思う。

続けてお尋ねしますけれども、昨年12月20日に、総務省自治財政局財政課長の内款があなた方に届いたでしょ。その中でも言っているんだけど、年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置というのがありますね。これをあなた方が対応しておれば、今度の予算計上に何らかの反映があるんじゃないかと思ったけれども、見つけきれないわけです。交付税があとにならないと出ないということもあるのかもしれないけれども、国のこういう措置を受けて年末年始どういう対応をしたのかね。そしてそれが予算にどういうふうに反映しているのかお尋ねをしたいと思います。

商工観光課長

緊急雇用に関しましては、年末に非正規社員等を含みまして会社側の都合で離職された方につきましては、市の直接雇用ということでの対応を行っております。特に年度末につきましては、そういう方たちの対応ということで、27、29、30日に受付の窓口を開設した中で対応しているということでございます。

財政課長

それに伴います予算の関係でございますが、支出は予備費で対応しております。おっしゃるように特別交付税で措置されるということで、当初申請をして、準備をしておりましたが、今回第2次補正の経費にも該当するというところでございましたので、そちらのほうで財源措置を

するように組み替えてやっております。

川上委員

先ほど商工観光課長から答弁がありました、臨時雇用を採ったと。何人のつもりであったけれども何人だったとかね、そういうのはないんですか。

商工観光課長

失礼いたしました。現在、3名の方の雇用をしているところでございます。年末から受付を行っておりまして、相談件数といたしまして10名ほどあっておりまして、その中で現在3名の方の雇用をしております。

川上委員

この措置は緊急雇用だけではなくて居住の安定確保というのもあったでしょ。そちらのほうはどうですか。

商工観光課長

住宅につきましても市営住宅の確保をいたしまして、確か7戸確保してございましたけれども、相談件数としては、確か、なかったかというふうに考えております。

川上委員

今のような状況なんですけれども、それによって特別交付税措置はどのくらいの額が来そうなんですか。

財政課長

今回の緊急雇用に関する経費は特別交付税のほうではなくて、先ほど申しあげましたように国の2次補正の関連のほうで該当させるようにしておりますので、特別交付税としての増額は今回の措置に関してはないという予定でございます。

川上委員

特別交付税措置でいけば国から来るお金があるわけでしょ、その分だけ増えるわけでしょ、国から来るお金は。そういうことじゃないんですか。2次補正は2次補正で枠があるわけですから。この年末年始の特別交付税措置でやれば、その分だけ特別交付税をもらえるじゃないんですか。そういうわけではないんですか。

財政課長

特別交付税に該当させるか、国の2次補正の緊急雇用創出の事業に該当させるか、どちらか一方でございますので、両方措置されるということではございません。

川上委員

よく分かりませんがね、特別交付税措置があるものについては使うべきだということをお願いしたいわけです。少し申し上げますとね、市長、国が8月29日に総合的な対策を打ったわけです。原油高騰に対する対策とかね。その中で、学校給食の食材高騰対策についても特別交付税措置をやるとういうことを明記したんですよ。それで文部科学省が急いで9月に福岡県を通じて飯塚市にも、保護者負担を軽減するために、国が特別交付税措置を取るようになったからという連絡というか照会があったわけです。これを受けて全国の自治体の中では独自措置をすれば特別交付税措置が付いてくるわけだからやるとういうことでやった所もあるんですよ。山口県の萩市とかですね、やったんです。これで今年度末までの、年が明けてだっと思いましたが、措置を取ったんです。取ったんだけど、これには12月に総務省の自治財政局が独自措置を取っている所はありますかという調査をかけてきたんですよ。自主的にやった所に特別交付税措置を取るということですから、自主的にやった所ありますかと聞いてきたわけです。かなり時間的には切迫してるんですけどね、それでも2ヶ月くらいはあった。萩市は3月にそのお金をもらうでしょ。それだけ、もらった分だけ、市が出した分とももらった分だけは保護者の負担は軽減されるわけです。ところが、飯塚市はそういう制度があるということを知ってい

て、しかも学校給食審議会ではそういう来年度の値上げを審議をしている真っ最中なのに、こういうことを審議会にも情報提供しなかったわけです。

ちょっと寄り道しましたが、国がせつかく百年に一度と言われる状況の中で、どうかして地方自治体と力を合わせてね、保護者の負担を軽減するために力を尽くそうと。悪いところもありますよ。しかしそういうところにね、情報も出さないと。教育委員会、教育部長がいつ情報をつかんだかというのも気になるところだけれども、私は今度の補正でも国の制度を最大限活かして、市民の暮らしを助けていく、それから中小企業の営業を応援していくということをやらないといけないんじゃないかと。そのためには国の制度をきちんと市長まで情報提供するという仕事をね、市長の部下の皆さんが肝に銘じてもらいたいと思うわけです。

そこで少し具体的なことを聞いていきます。予算書の6ページ、繰越明許なんですけど、先ほど説明がありました浄化槽設置費の補助金、交付決定4件が工事完了していないということなんです。この4件、具体的に法人、個人があるのかと思いますけど、どこなのか答弁を求めます。

市民環境部長

4件につきましては、個人でございます。この繰越明許につきましては、繰越が決まったわけではなくて、補助申請されて工事予定でございますけれど、それがあつということ、繰越明許のほうに上げさせていただいております。

川上委員

個人ということですね。それから、第3表の債務負担行為補正ですが、行政評価制度導入支援業務委託料廃止ということになっています。理由の説明については、平成23年度に電算システムリプレイス等による事務事業見直しということでした。どういう意味か、わかりやすく説明してもらえますか。

総合政策課長

行政評価制度導入につきましては、平成20年度から22年度にかけて債務負担行為を設定し、本格導入の予定でありましたが、効率的な制度導入の時期等について内部検討を重ねた結果におきまして、既存の行政システムを使用する予定にしておりましたけれども、平成23年度に電算システムのリプレイスが予定されておりまして、当該システムを使用できない可能性があり、また、使用可能であっても相当な費用が生じることも予想されますので、今回一旦廃止して、状況を見定めた中で適期に導入を図りたいという考えを持っております。

川上委員

それでもよくわからないんですけども、新バージョンでお金のかかるかもしれないようなほうに乗り換えようということじゃないんですか。

総合政策課長

現在も行政評価制度のシステムは構築されておるわけでございますけれども、平成23年度に入替ました場合、来年度から数値目標的なものをそれに登録した場合に、それが効果的に活かされないという恐れがありますので、今回、そういう諸々の事情の中で廃止を決定したということでございます。ですから、無駄な出費ということではございません。

川上委員

無駄な出費とは言つてませんが、ふくれるのではないかと。これ、一旦廃止して、また構築するんでしょ。ふくれるんじゃないかと聞いているわけです。

企画調整部長

新バージョンの中で行政評価制度を導入することによって、より効率的、また経費節減が図られるということで、この債務負担行為を廃止したということでございます。

川上委員

よく研究されたんですね、経費削減になると。じゃあ、どういう計算をしたら経費削減がどのくらいになったかというのを聞かせてください。

総合政策課長

その計算は、いたしておりません。

企画調整部長

今、債務負担行為に上げてます、平成20年度から22年度にかけましての限度額の1,086万円、これが当初考えていた行政評価システム導入支援にかかる委託料でございます。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたように、新バージョンの中に組み入れることによりまして、完全な試算は行っておりませんが、諸々内部のほうで検討した結果、この限度額よりもさらに経費の節減が図られるという内容でございます。

川上委員

そんな答弁で総務委員会は通用しないですよ。あなたは経費削減できると言ったんだから。だから、どういう計算をしたらどれくらい経費が削減できるのかお尋ねしてるのに、答えないじゃないですか。そしたら、あなた方は勘と度胸で廃止をしてるということになるわけです。どういう勘だろうかと思うわけですよ。業者さんが変わるのかな。どうなるのかな。何か働きかけがあったんじゃないかとか、そんなことを考えていくわけですよ。だって、何も計算してないのに経費が削減できるというわけですから。そうじゃないということ、わかるように言ってください。

企画調整部長

ただ今、申し上げましたように、このように平成20年度から22年度までにこの委託料を支出するよりも、新電算システムの導入について計画をしております。この中に盛り込むことによって、この1,086万円という金額の全部がどうかわかりませんが、これよりも経費の節減が図られるということでございます。

川上委員

答弁不能と。あなたは、経費削減できるというふうに言ったけど、その根拠を示せない、示せないけど廃止する、と。別の根拠があるわけです。表に出ない根拠があるわけですね。だから、その根拠は何かというのを先ほどから聞いてるんですよ。齊藤市長、ご存知ないんですか。

企画調整部長

今、新電算システムの構築に向けての計画を進めてます。この中で行政評価制度を盛り込むことによって、今まで設定してました1,086万円よりも安く済むということでございます。その金額については、先ほど答弁していますように、詳細な金額については詰めておりません。

川上委員

この件については、極めて不透明ということですよ。

それから、同じく債務負担行為補正で、変更が、土地開発公社委託分が出ているわけです。これについては特に、目尾地域開発事業用地敷についてはですね、今までのあなた方の行ってきた無謀な大型開発が、失敗し続けている姿がここにあるということ、肝に銘じるべきだと思うんですよ。これは基本的に単独事業ですもんね。個別のものについては補助があるのかもしれないけど、基本的に単独です。で、借金をする。借金のかなりの部分は、今年度地方交付税で措置するからと言われて、その気になってこんな無謀な企画をやってね、ずっと失敗し続けているわけです。そういうふうに評価できるんじゃないですか、どうですか。

企画調整部長

目尾振興計画及びこの健康の森公園整備事業につきましては、過去の委員会、本会議の中で、私がるご説明してきたとおりでございます。それでここで債務負担の変更も今回の補正の中にあげさせていただいておりますが、事業の進捗が若干遅れ気味でございます。その横で、こ

うということからしまして、債務負担の変更ということをごさいます、この事業につきましては、先ほどからもご説明しているとおりでございます。

川上委員

鯉田工業団地をごり押ししているあなた方が、これ見てね、若干遅れ気味という認識というのは大変驚きました。ここに書いてあるのは借金ですよ。十何億円、16億円くらいですか。全部借金なんですよ、あなた方の。そういう認識を持たなきゃ、今後鯉田工業団地でもリサーチパークでも、どうなるのかと思いますよ。それを指摘しておきます。

それから10ページ、歳入に入りますけれども、先ほども言いましたけど、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,660万ですが、企業立地促進に充てる相手先はどこですか。

産学振興課長

新要綱分につきましては4社分でございます。失礼しました。企業名でございますけど、杉山プラスチック、メディサ製薬、株式会社マルモト、それに沢井製薬でございます。その4社でございます。

川上委員

2,660万というのは、市民の税金からきていますよ。それから11ページですが、22款「市債」ですね、農業施設整備事業債20万円増ということになっています。これは事情を聞かせてください。

財政課長

事業費の変更によるものでございます。事業費が変わっただけの分で、内容は変わっておりません。

川上委員

わかりません。何の事業がなぜ増えたのか、なぜ変わったのか、そういうことを答弁できませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:52

再開 11:00

委員会を再開します。

財政課長

失礼しました。先ほどのお尋ねの分ですが、農業施設整備事業債で実施しております上三緒水路改良工事及び枝国中島井堰の新設工事、こちらの事業費がそれぞれ10万円ほど上がっておりますので、それに伴いましてそれぞれ起債の額が10万円増えた、変更になったものでございます。

川上委員

じゃあ、その同じところに道路橋梁整備事業債の増があります。これはどういう事情がお尋ねします。

財政課長

こちらの中央単独道路事業で実施しておりましたものが、充当率が95%で交付税の措置が30%になります臨時地方道整備事業債、こちらの許可が下りましたのでその分3,400万円の事業をこちらの臨時地方道整備事業債に組み替えるものでございます。

川上委員

12ページ、歳出ですが、3款「民生費」、2項「高齢者福祉費」で23節なんですけど、地域介護福祉空間整備等国庫交付金返還金となっております。これは歳入の方にもあるんですけども、具体的にはどういうことなのかお尋ねします。

介護保険課長

地域介護福祉空間等整備補助金の返還金でございますが、平成19年度にこの補助金を用いまして整備いたしました認知症対応型デイサービス事業所が12月末をもって事業を廃止したためにこの該当補助金につきまして返還があり、これを直接国の方に返還するというふうになっております。

川上委員

それはどこですか。

介護保険課長

事業所は社会福祉法人幸友会、上三緒1番地11、理事長、田中隆雄氏の事業所でございます。

川上委員

事業開始が1年半くらいで廃止ということになったわけですか。

介護保険課長

そのとおりでございます。

川上委員

13ページの7款「商工費」、2項「商工業振興費」の28節「繰出金」、工業用地造成事業特別会計繰出金ですね。5千円。これは鯉田工業団地づくりに5千円繰り出すということですね。それで、現在、造成事業の進捗状況がどうなっておるのかお尋ねします。

産学振興課長

平成22年3月末の完成に向けまして現在取り組んでおるところでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:06

委員会を再開いたします。

都市建設部次長

鯉田工業団地の進捗状況ということでございますが、現在、伐採をほぼ終わらせて、部分的には露出試験をやって部分的に改良を行っている状況です。進捗パーセントとしては、6、7%ぐらいというようなことで、今、行っている状況でございます。

川上委員

まだ引き返した方が有利な状況ですよ。私は前回、2月10日の本委員会で入札制度改革との関連で、市から契約解除する場合はどういう規定があるのか、請負業者から解除する場合はどういう規定があるのかというのをお尋ねして答弁いただきました。その9日後、2月19日、鯉田工業団地造成工事2工区、共同企業体あおみ建設、坂平産業、清水組が仕事をしておったわけですけれども、始めようとしておったわけですけれども、市長がどうしても市外ゼネコンが必要だといわれていたあおみ建設が、会社更生法適用を東京地裁に申請するという事態になっています。現在、この事態を、市長には事業完成に向けた意志が残っていると思っていますけど、どういうふうに評価されておるのかお尋ねしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:08

委員会を再開いたします。

経済部長

委員がご指摘のように、あおみ建設のことはございますけれども、事業については継続してやっていきたいと考えております。

川上委員

やっていきたいというのはわかっています。だから、とにかく市外ゼネコンでなければならぬということで20日後に同じ議案を二度出してまでやったところですよ、あなたがたが。そこが倒産したという事態なんです。これについて、頑張っけてやっていきたいというだけの答弁じゃ5千円も出さず理由にならないでしょう。齊藤市長、お聞きになったと思います、12月議会の一般質問でやったから。本市は明治43年生まれの方に、当時98歳の方から、10月15日に振り込まれた年金を差し押さえて1,724円しか残さなかったんですよ。それでこの方は12月27日に亡くなりました。98歳です。人生のいろんな最期の迎え方があるけれども、あなた方は1,724円でこの98歳の女性に2ヶ月暮らせといたわけですよ。そういうことをやっている市が、こういう事態に立ち至っている経済情勢から言っても、それから実際に工事をやっている企業が倒れていくという状況の中で、私は1円たりとも出すべきではないと思うわけです。ですから市長、この際繰出金5千円とか削除してくださいよ。そして鯉田工業団地を止める。そういう答弁できませんか。

総務部長

質問者の方からあおみ建設倒産というお話がございましたが、倒産ということではございませんで、会社の更正開始に向けての申請がなされておるところでございます。そういった意味で経済部長のほうも事業については継続というような形でお話をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

川上委員

これは倒産という意味ですよ。これは倒産なんですよ。あなた方はこれを倒産と思わないところが怖いんですよ。冷静に考えてみてください。基本的にこの企業は指名停止になりますよ。官公庁からの仕事が多い企業ですよ。もともと佐伯じゃないですか。佐伯建設工業と国土総合建設しょう。破綻して引付いたところじゃないですか。33億円がクリアできなかったんですよ。メインバンクが見放した。あるいはメインバンクが着地点を見定めていますよ。だから、この会社が更正できるというのは非常に厳しい。業界では可能性ないといっているじゃないですか。そういう状況の中でまだやりたいとか、倒産じゃないとかそんなことを言っている状況じゃないですよ、本当言って。だから、地裁がどうするかということもあるでしょうけど、真剣に考えなければならぬ状況なんですよ。ですから私は、5千円の繰出金は削除を要求して、この議案については質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

柴田委員

補正予算概要書の2ページに繰越補正の部分において旧伊藤伝右衛門邸書生棟改修工事、これがまだ工事に入っていないという状況のようですが、再度またお聞きしたいんですが、伊藤伝右衛門邸の書生棟をどのように活用されたいこうとされているのかということと、どんなことで長引いているのか、また、なんとか工事の予定が、改修工事の予定が立っているのか。ちょっとそのことをお尋ねしたいと思います。

商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸の書生等につきましては補正の方で上げさせております。改修目的につきましては、前回も答弁いたしましたように、来客されます観光客の休憩施設としての活用を考えております。現在お茶等のもてなしが出来ておりませんので、この書生棟を改修した中で来られたお客様に対するおもてなしを行っていききたいというふうに考えております。工事が遅れ

ている原因でございますけれども、旧伊藤伝右衛門邸につきましては重要文化財登録をする建築物でございますので、建築許可の確認と、それから県の建築審査会の認定等の調整、関係機関との調整が時間がかかりました関係、それから調査設計を行っておりますけれども、その中で想定していた煉瓦塀の損傷とか屋根の構造的な部分に関する検討、そういうものが必要になっていました関係上、どうしても年度内の工事が間に合わないということで繰越をさせていただいております。今回、この繰越明許補正が通りましたらすぐに契約等を行いまして工事の方には入っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

柴田委員

現在、雛のまつりがありますが、たくさんの方がおいでになっておられまして、本当に高齢の方々もどこか一息つくところがあればいいな、というのを感じまして。中庭にはそういう接待場所が設けてあります。これは大変いいなと思っておりますし、行政の方々も今、一所懸命このことに取り組んで頑張らせていただいていることはありがたく思っております。それで、何とか一日も早くこのことがスムーズに通っていきますように、一所懸命努力していただきたいと思っておりますので、そのことを要望して一日も早い完成をお願いしたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

今、柴田委員がお尋ねの伊藤伝右衛門邸の書生棟の改修ですけど、繰越明許費が通ればすぐにでも着工というようなことでしたけれど、具体的にはいつ完成の予定ですか。

商工観光課長

工期が2ヶ月から3ヶ月ということで聞いておりますので、5月末、または6月上旬に工事を完了したいというふうに考えております。

兼本委員

次の補正予算でこれに関連したものが出てきますから、そのときにまた併せてお尋ねしますが、今言うような国のいろいろなものがあるかというような形になった場合に5月というようなことが出来るのかどうか。これまだ今から、入札は終わったわけですかね。終わってないわけでしょう。今から入札やるわけでしょう。入札やって、ある程度専門的な、これ、普通の市内の業者さんでいいわけですか。

商工観光課長

この工事につきましては先ほど言いましたように文化財との関係もございまして、そういうふうなものをされたところをお願いしたいというふうに考えております。

兼本委員

改めて次の予算のときに質問させていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第1号、平成20年度一般会計補正予算(第4号)に反対の立場から討論します。まず、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,660万円を企業立地促進にだけ、4社にだけ使う発想は今日の市民の苦境を顧みないものであって、認めがたいと思っております。国の事業メニューにもあるとおり、物価対策、それから消費者対策にこそ、つまり、市民の暮らし、営業に応援になるような方向で使うべきだというふうに思うわけです。二点目は行政評価制度導入支援業務委託料の廃止についてであります。これにつきましては企画調整部長が、経費削減

につながるんだというふうに言われたにもかかわらずその根拠は繰り返し尋ねても答えられないということであって、極めて不透明さを感じるわけです。認めがたいと思います。それから三点目は鯉田工業団地をつくる工業用地造成事業特別会計への繰入金5千円についてであります。これにつきましては、もともと無駄遣いにつながる事業をやっているわけですけれども、これが今日の経済危機とあいまった形でますますその危険性は強くなっていると。そのもとで、市外ゼネコンが工事を請け負っているわけですけれども、これが会社更正法適用を受けるという事態、申請するという事態になっている中で、この鯉田工業団地づくりというのは止めて引き返すべきだと、請負契約は解除すべきだというふうに思います。従って、5千円については予算削除すべきだということでもあります。本会議で詳しく述べたいと思いますが、以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第1号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案番号が前後いたしますが、審査の都合上、「議案第64号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

それでは「議案第64号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」について説明させていただきます。配付いたしております平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。表紙の右上に「追加提案分」と記載している資料でございます。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、国の第2次補正予算に伴う景気・雇用対策関連の補正を行うものでございます。一般会計で26億1,823万2千円を追加いたしまして、予算の総額を563億814万9千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。補正の概要についてご説明させていただきます。まず、歳入の国庫支出金で計上しております子育て応援特別手当事業交付金及び事務取扱交付金、合わせまして7,305万6千円、これにつきましては、小学校就学前3年間に属する第2子以降の児童について、一人あたり36,000円を支給し、幼児教育期の子育て家庭に対する生活安心の確保を図ろうとするものであります。同じく国庫支出金の定額給付金給付事業及び事務費補助金、これも合計21億2,926万8千円につきましては、住民への生活支援と地域の経済対策に資することを目的として交付されるもので、歳出の総務費の欄に記載しておりますが、給付額は一人あたり12,000円で、65歳以上と18歳以下の方には2万円が給付され、本市の給付対象は59,053世帯、13万4,300人を見込んでいるものでございます。また、同じく国庫支出金ですが、地域活性化・生活対策臨時交付金3億8,750万2千円につきましては、歳出の総務費の地域振興基金積立金、土木費の道路橋梁維持修繕工事、及び教育費の小中学校の地上波デジタル放送に対応するテレビ入替事業など、平成20年度及び21年度の雇用・生活対策関連事業に充当するものでございます。県支出金で計上しております緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、及び、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金、これにつきましては、歳出の労働費の欄に掲げておりますように、公園の維持補修、ため池の雑木伐採、旧伊藤邸の休憩所委託事業等々の雇用創出に係る事業を実施する財源として交付されるものであります。繰入金でございますが、財政調整基金繰入金として、財源調整のため998万8千円を増額し

ております。恐れ入ります、資料のほうで財政調整基金繰入金「減」となっておりますが、「増」の間違いでございます。大変申し訳ありません。訂正をよろしく願いいたします。繰越明許費の補正、2ページの表の下のほうに掲げておりますが、これにつきましては定額給付金給付事業以下10件につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、こちらで追加させていただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

追加提案分の補正予算資料を見たほうが分かりやすいと思いますので、そちらで質問しようと思うんですが。まず、国庫支出金の関係ですね、国庫補助金、8ページですが、地域活性化生活対策臨時交付金が3億8750万2千円ということになっています。おたずねしますけれども、これは文字から伺える事ではあるんだけど、お金の関係で言えば税収不足が今年度見込まれるわけですけれども、そういう財源不足を手当てするという発想で国はこの額を出しているのでしょうか。

総合政策課長

この制度ですが、平成20年10月30日に決定されました生活対策、新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議等の決定おきまして、地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるため地域活性化生活対策臨時交付金を交付するとされたことを踏まえ創設された制度であります。

川上委員

ありがとうございます。制度の説明は分かりました。せっかく答弁されましたから言いますと、インフラ整備などを進めるためと言われましたね。しかし気をつけなければいけないのは、このインフラ整備というのが都市基盤整備にだけ使えということではないということは、はっきりしておった方がいいと思うんです。かなり市民の暮らし、福祉、中小企業の営業を助けるためのメニューが入ってるでしょ。それを述べておきますが、私が先ほど聞いたのは、この3億8,750万円という額はどうやって決まったんだろうか。その自治体が、税収が落ちたりして財源不足になっていくでしょ、今のままだと。それを手当てするつもりで国がこの額を与えておるのかということ聞いたんです。

財政課長

この交付金の額につきましては国の予算総額に対しまして、各自治体に交付限度額として示された額でございます。

川上委員

だからこの数字の意味を聞いているわけです。3億8,750万円。これ最後の補正でしょ。この数字の意味を聞いているわけです。

財政課長

国の補正予算の計上額が6千億円でございます。交付限度額の算定、細かい算定の中身については示されておりませんが、地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体に配慮されて配分されたというふうに説明を受けています。

川上委員

だから、その数字の意味なんですよ。だからもう、分からないということでしょうから。国は、こういう経済情勢のもとで地方公共団体が歳入不足になるのは明らかじゃないですか。だからどう手当てするのかということ、それを目安にお金を出してるでしょ。だからこのお金を、元々予定しておった分を補填する意味合いがあるので、市民の暮らしとか福祉とかそういうものにね、メニューはいろいろあるんでしょうけど、使うべきだというふうに思うわけで

す。それも早急に使うべきだと思うわけですね。それで、地域振興基金に積み立てをすることでありますね。10ページ、歳出ですが2款「総務費」ですね、1項「総務管理費」、6目「地域振興費」で25節「積立金」、8,500万円。地域振興基金積立金がありますね。これは今話をしています臨時交付金の中から積み立てをするということですね。説明をもう少ししてもらえますか。

財政課長

今回の地域活性化生活対策臨時交付金、この総額の、これは交付限度額ですが、その3割を超えない範囲で基金に積み立てをして使っていいということでしたので、今回計上しておりますのは、平成21年度の今回の交付金の交付目的に沿った事業に充当するということで積み立てをさせていただくものでございます。

川上委員

これはずっと積み立てていくということではなくて、出来るだけ早急に使うんだということが前提だけれども、とりあえず置く基金がないからここにしておくということですね。だから本来目的の40億の基金とは別の位置付けだということ、財務部長、それでいいですか。

財政課長

今回積み立てます8,500万円については、平成21年度に単年度で使い切らなければなりませんので、地域振興基金とは別経理で使わせていただきたいと思います。

川上委員

3億8,750万円のうち8,500万円は、言うなら長期の定期預金に入れたわけではなくて、日常的に市民の暮らしを助けるために使える普通預金に入れてるということですよ。だから、これは使わなきゃいかんというお金で。それは確認しておきます。

それから、款項目は省略して一括した形でお尋ねします。各所農業施設改良工事1千万円がありますね。それから各所道路橋梁維持修繕工事2億円があります。それから各所下水道修繕工事3千万円があります。これで2億4千万円ですね。これは3億8,750万円のうちの2億4千万円なんですね。これは、具体的な工事は新規に起こす工事ですか。それとも予定工事を前倒しするものですか。

農林課長

農林課の分についてお答えします。新規に取り組む分でございます、全体で10箇所、用排水路の改良工事でございます。

土木管理課長

道路橋梁維持修繕工事とて上げておりますが、これは市内全般の新規に取り組む内容の事業でございます。下水道につきましても、各所で上げておりますけど、これも新規で取り組みたいと思っております。

川上委員

前倒しですか、これは。新規新規と言われましたが、新規は新規でしょうけれども、来年度組もうと思っていたものを前倒して発注して仕事をつくりたいということなんでしょうか。

農林課長

出来るだけ前倒して発注したいと考えています。議会の方で議決いただきましたら早急に発注し、出来るだけ早く着手したいと考えています。

土木管理課長

土木管理の方も前倒しのものということで地域全般に反映させたいと思っております。

川上委員

そうすると、基本的には新年度からの分も出来るだけ前に倒してということでしょうかから、当初予算も配られていますけれども、2009年度当初予算ね、なので、予定していた単独事

業をこれで先にやるということですから、新年度分の予算はそれだけ浮きますね。そうすると、もともと充当する予定であった財源が浮くということになるんで、この分については、先ほど言いましたけど、狭い意味でのインフラ整備ということではなくて、身近な市民の暮らしとか、中小業者を助けるためのものに使える財源が出てくるということになると思うんですよ。だから、そういう観点を持ってもらいたいと思うわけです。どうでしょうか。

財務部長

委員ご存知のとおり、先ほども申しましたように平成20年度も21年度も財源不足を生じておりますので、今までの事業を継続するためにも基金を取り崩した中で実施いたしております。それで一部前倒しの分もあると思いますけど、それはそれで地域の活性化になろうと考えておりますし、21年度の分についてもその分、若干余裕が出てくるかと思っておりますけど、それにおいても基金の取り崩しをした中での予算編成となっております。

川上委員

基金取り崩しというのはもちろん分かっています。ですから今言ってるのは、財源が浮くことになるので、それは市民の暮らしとか中小企業の営業に活かせるように使うべきだというふうに、いわば提案したわけですね。

次に、改良住宅各所消防設備整備工事、また公共住宅各所消防設備整備工事、それから、旧飯塚地区以外の小中学校のデジタルテレビ入替、小学校が10校で173台という説明ですね。それから中学校は5校で19台という説明です。私はこういう事業は大事なことだと思うわけです。しかし同時に、もう少し知恵はなかったのかとも思うわけです。例えば、プレミアムつきの地域商品券補助、1割とか2割とかありますね。こういうのをするとか、ソフト分野のほうでもっともっと工夫が出来なかったのかと思うんですよ。まあ、今からということもあるかもしれませんがけれども、早いほうがいいですからね。それで特に思いますのは、消防設備工事は約3千万円近いでしょ。それからテレビのほうは5千万円近いんですね。消防で3千万円、テレビで5千万円という形です。これらは入札をきちんとしなければならんと思うんですけども、地元の中業者が公正に受注できるように特別の努力を行う必要があるんじゃないかと思うんですが、何かお考えの点がありますでしょうか。

契約課長

ただ今のご質問でございますけれども、市内業者優先ということでございますので、そういうものについて速やかに契約課としても実施していきたいと、そういうふうに思っております。

川上委員

私は分離分割というか、地元の業者が全部一括でテレビ納めさせていただきませうという形はいただけないと思うんですよ。小さいところが50万円、100万円で年度末越せるかどうかという所もあると思うんですよ。だから公正受注ということで、公正入札が行われるようにですね、工夫していただきたいと思うわけです。

このお金は元々は国民の税金です。ですから無駄遣いはもちろん許されないわけですがけれども、国は先ほど紹介しました内款の中で、地方自治体の財政には負担がかからないんだと、だからいろいろ知恵を出して思い切ったことをやってくれというふうに言ってるんですよ。基本的には経済対策ですから。ですから見落としたとかね、何千万も失ったとかいうのはね、絶対許されないわけですね。よく知恵を出して、本当に50万円とか何十万円で助かる市民がたくさんいるわけですから工夫していただきたいと思うわけです。

次に、緊急雇用創出事業約790万円、草刈その他手立てがあるんですね。この緊急雇用創出事業は3ヵ年ということなんですが、本市の総枠はいくらですか。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業に係ります金額は、総額が3ヵ年で緊急雇用の分が6,670万円でござ

ざいます。

川上委員

790万円というと、6,670万円を3で割ってもいかに小さいと思うんですが、どうしてこういうことになっているのでしょうか。

商工観光課長

国の2次補正が終わりました後、県からの説明会もございまして、それから各課のほうにこの事業に対する要望をとっております。その関係もございまして、今回790万8千円となっておりますけれども、このほかに21年度の直接雇用等も含めると、約3千万円の緊急雇用に対する予算を計上させてもらっています。

川上委員

初年度3千万円という見通しですね。それから、ふるさと雇用再生特別交付金事業ですね。これは1,044万2千円ということになっております。これはどのような位置付けの事業でしょうか。

商工観光課長

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、現在の雇用失業情勢に対処するために設置された福岡県ふるさと雇用再生特例基金を財源に、地域の実情や創意工夫に基づき地域求職者を雇い入れて行く、雇用機会の創出を図ることを目的とした飯塚市の事業に要する経費に対して、事業者に補助金を交付するものです。国が示しました事業分野に基づき飯塚市が実施する地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業等に委託する事業となっており、雇用期間は原則1年以上となっております。今回は旧伊藤邸の休憩所委託事業等を計上させてもらっています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

今の旧伊藤伝右衛門邸の休憩所委託事業を、聞くところによるとあるところに委託するということですが、この説明書から見ると、1年間で3人雇って予算は1千万円あがっているわけですね。先ほど聞きましたように、休憩所、お茶などを接待する事業のところは5月くらいからの稼働ということで。それは別にしてもね、お茶の接待3人で1千万円、単純に割ると1人300万円なんよね。300万円というと、市の職員のところでいくと、どの程度の位置付けになりますか。

商工観光課長

300万円といいますと、嘱託職員と同額とっております。

兼本委員

300万円、嘱託職員。これはお茶の接待と、具体的にどのような事業をやるのか、今からお尋ねしますがね。休憩所を委託するわけですから、言えば湯茶の接待か何かだろうと思うんですけど、この中にボランティアガイドさんがいますよね。ボランティアガイドさんも何かこの1千万円の中で何とかしようという計画もあるわけですか。

商工観光課長

ボランティアガイドにつきましては、あくまでもボランティアということで旧伊藤邸の観光案内をしていただいておりますので、その方たちがこのふるさと雇用のほうに直接つながっていくことはございません。

兼本委員

勘違いしたらいかんけど、ボランティアというのは無償だけをボランティアと言うんじゃないですよ。ボランティアで何年間もガイドに入って、いろんな経費は自分で出しながらやって

いる方たちには何も手当てしない。そして湯茶の接待で3人で1千万円、嘱託職員並みと。こんないいもので、これは目的はふるさと雇用再生の特別雇用でしょ。だから雇用ということになると1人でも多くのかたを雇用するという目的でもって創設された財源だろうと思うんですよ。3人で1千万円とかね、どういう計算でその3人で1千万円と計算したのか疑う、私は。今、飯塚市の1人のサラリーマンの年収、200万円満たない方はたくさんおられるわけですよ。湯茶の接待で300万円、どういう計算やってるんですか。計算の式を出してごらん。

商工観光課長

概算的な数字で1千万円と上げております。詳細につきましては今後検討していく部分もありますけども、諸経費等も含めましての金額でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

兼本委員

聞くところによると観光協会に委託するというふうな話もチラチラ聞いてますけどね。どこに委託するんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:51

再開 13:00

委員会を再開いたします。

商工観光課長

失礼しました。ふるさと雇用再生事業委託料につきまして、観光による経済効果が上がる仕組みをつくる拠点が旧伊藤邸というふうに考えておりました、そこで旧伊藤邸を中心とした観光振興の普及宣伝等によるスタッフの拡充と併せ、市内観光行政の発展に結びつくような体制づくりを行いたいというふうに考えております。予算につきましては旧伊藤邸の休憩所委託事業と記載して、旧伊藤邸だけで従事するような雇用の創出だけを捉える記載をして大変申し訳ありませんけども、旧伊藤邸だけでなく市内全般にわたり観光行政による雇用の創出を図ればというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

兼本委員

今、商店街に雇用されている職員の給与とか、介護に従事している人の給与等々考えれば、こういう形で3名でいくらということを出てくれば、そういうふうになるわけよね。それと同時に、ボランティアガイドさんはこちらで一所懸命に働いて、そして皆さんが来た人たちに施設の案内なんかする。そして、休憩所に入っている人たちは当然、茶菓子の接待かどうか知らないけど、しながらお金をもらう。そういうふうな整合性とか考えれば、非常におかしい点がいっぱいあると思うんですよ。だからこれでいけば、これは繰越明許費でなっておりますので、当然新しい予算でいろんな形で検討すると思いますけどね。私また予算委員会に出ますので、改めて聞かせてもらってもいいですけどね。とにかくいずれにしてもね、委託先をどうするかと、それからどういうふうな事業をやるのかということをやっぴり具体的にね、ただここにポンと3人1年間と、確かこれも継続でやれる事業だと思うんですよ。そうしますとやっぴり雇用の創出ということになれば、1人でも多くの人を雇用創出するための第2次の補正予算だろうと思いますのでね。国の考え方に沿った、予算を受けたところは国の考え方に沿った雇用に創出するようなことを考えなければならぬと。それからボランティアガイドさんも、もう何回も私はここで言いましたけど、ボランティアガイドさんにももう少し何らかの措置はないのかという形で。ボランティアというのは、ただというのがボランティアじゃないわけですからね。ボランティアさんにもちゃんと、いくばくかの報奨を与えながらボランティア活動をやっているという他の自治体はたくさんあるわけですよ。だからこういう形の中でそういうもの

も含んで、そして今までボランティアさんに一つも何もなかったわけですから、そういうものにもいくばくかの手当てを出すとか。それから観光事業だけとかいうことではなくして、これは何も、ふるさと雇用再生ですか、何も観光ばかりを予定しているわけではないと思いますから、他のやつにもいろんなものを考えて、頭をもう一遍やわらかくして、白紙に戻して考え直してやってもらったらと思います。

詳しい事業については次の予算委員会的时候でも聞かせてもらいますけどね。ここであまりやかましく言っても、今どうしようこうしようという考え方は、あなただけではできん。当然部長、それから副市長、市長等の見解も聞きながらやることですからね、あまりやかましくは言いませんけど、ひとつそういう形の中でいっぺんゼロにして、どうしたら雇用の創出ができるのか。そしてたくさんの人たちに、今のこの景気、経済情勢を考えれば、いくらかでもお金をやることによって消費の拡大につなげるかということを考えればね、商店街の職員の給与の体系、それから介護に携わってる大変な人たちの給与の体系を考えればね、どのくらいの金額が妥当かということはおのずと分かると思うんですよ。一所懸命24時間働いて百何十万円しかもらえない人たちもいるんですよ。それを考えればね、言わば茶菓子の接待で、例えばパートさんで雇ってどのくらいが一番妥当だとか考えればね、そんな大きな金額をやらなくても私はできるんじゃないかならうかと。それよりも、一人でも多くの方を雇用するほうが景気対策、雇用対策としては、市長が打ち出す政策としては、そっちのほうが市民が喜ぶんじゃないかならうかと思しますので、よく考えてね、予算委員会的时候に聞かせていただくということで、もう今日はこれでやめときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

柴田委員

子育て応援特別手当交付金ということで、これは国の関連予算が通過しての状況のことになりますが、この交付時期、飯塚市としての交付時期、それと定額給付金、これは各市町村においては商品券とか各地域いろいろ考えてしてありますが、飯塚市において今後どのようなお考えになっているのか、お尋ねします。

児童育成課長

交付時期につきましては法案成立後できるだけ早い時期に交付をしたいということで、年度内、第1回目の支給を、3月31日を目処に事務の処理を行っているところです。

経済部長

プレミアム商品券のことだと思いますけど、現在、商工会議所を中心に商業団体等でいろいろ検討してあります。それについての支援要請があれば市としても支援をしていきたいと考えております。

柴田委員

ぜひ、定額給付金については市内の経済の底上げのためにもある部分、プレミアム付きの状況、そういう部分があってもいいんじゃないかと思しますので、ぜひそれは考えていただきたいと思えます。それと、外国人の方、在日の外国人の方にも同様に給付されるという状況でしょうか。

定額給付金対策室長

定額給付金につきましては、それから子育ての関係につきましても、外国人の方も対象とされております。外国人のうち除かれるのが観光などで来られている短期滞在者、それから不法在留といわれる方々を除いて外国人は対象とされています。

柴田委員

救済の意味で、ぜひ市民の皆様心に配っていただきたいと思っています。

それと、昨日の西日本新聞に、年度内給付市町村みたいな状況で2町村だけが発表してありまして、飯塚市は未定という状況になっておりました。これ、もう一度お聞きしますが、今年度、3月末までは必ず実行していただきたいと思っておりますが、お考えはどうでしょうか。

定額給付金対策室長

年度内の支給の開始ということについては、今、最大限努力をさせてもらっております。システムの改修等見えない部分、最悪、何か引っかからない限りは年度内の給付ができるというところで今、進めておりますけれども、そういうところです。

柴田委員

ぜひ、これはスピードをもって、国からの結果が出たときには実施していただきたいと思います。この3月末はどこのご家庭においてもいろいろな出費の多い中でございます。入学の準備もあるでしょうし、そういう意味もあって、ぜひ、子ども手当の分、また定額給付金の分においても同時にお配りできるように、ぜひお願いしたいと思います。そしてそこにあたってはまた、漏れがないということと、また丁寧な、やはり皆さんは頂に行くときに、どうだろうか、こうだろうかと思いながら行くと思いますので、どうか丁寧に應對していただきますように。最近では本当に窓口は應對がよろしいですというお声を聞くようになりました。そういう意味合いも続けていただいて、ぜひ丁寧な取り扱いをお願いしたいと思います。どうかスピードをもってよろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

市場委員

6款から8款の話なんですけど、これはいわゆる単独事業といいますが、単費と考えてよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

財政課長

今回計上していますのは、交付金の対象事業として計上させていただいております。

市場委員

それは聞いたんですが、この事業というのは、市民とか自治会から要望が出てきているじゃないですか。ちょっと舗装してくださいとか、道路の線が消えてますとか、下水をやってくださいとかいう事業がほとんどじゃないかということを知りたいんです。

財政課長

事業としては単独事業という位置付けにはなりません。市民からの要望があった道路等の補修箇所も、今回のこの事業で対応させていただきたいというふうに考えています。

市場委員

そこで先ほど、財務部長の川上委員に対する回答が腑に落ちなかったから改めて言ってるんですがね。当然これは景気対策、生活対策で先にしていよいよということで、恐らく平成21年度計画してあるやつばかりだと思っただけですよ、これはほとんどが。そして財務部長の考えは、それは例えば21年度分でこれで使った分が残りますよね、それはいわゆる積立金やら吐き出してから使わないというニュアンスで聞こえたわけよ、残りはね。だからそうじゃなくて、いわゆる市民から要望のあることについては、こういうお金が出てくるんだから、これはして、21年度分の予算については22年度に繰り越してる分あたりを逆にどんどん出していった施策の精神というのをやっていくべきじゃないかと思うんですが、その辺、財務部長の見解をお伺いしたいと思います。

財務部長

先ほどの答弁の補足になりますが、前倒しするから全額21年度の予算については執行しないというようなことではありませんので。質問者が申されますように道路整備等につきまして

も平成20年度21年度予算合わせれば額としては膨らんでいきますので、交付金の趣旨には沿っているものと考えております。

市場委員

では確認ですけれども、平成21年度分、例えば、今、予算組んでいる分についてはもちろん使うし、補正も考えているということでもいいんでしょうかね。補正というのは無理かな、一応、21年度分は消化するということでもいいですかね。

財務部長

補正で落とすというようなことにはならないと考えています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

一点だけなんですけど、教育費なんですけれども、これはデジタルテレビに入替るということなんですけれども、今、アナログのテレビがあるのを、それを単純に入替るということなんですしょうか。

教育総務課長

現在、各小学校、中学校にテレビが入っていますが、その全てがアナログテレビでございます。しかも10年を経過したテレビが数多くございますので、今回の地方財政措置を用いましてデジタルテレビに入替るものでございます。

安藤委員

このあいだ高田小学校を見に行ったときに、テレビがもう外してある状況だったんですね。実際、テレビを活用しての授業というのがどれくらい行われているのかなと思ったりするんですが、そこら辺、どのように把握されていますか。

教育総務課長

現在、質問委員が学生の頃のイメージでは、リアルタイムでNHKの教育テレビあたりを見られてたと思うんですが、現在はそういうことは時間の都合でかなり少なくなってはおりますが、例えば理科とか道徳のときに、学校によってもいろいろ、まちまちでございますが、放送室のほうから一括してそういう教材等を使って放送するとか、現在はそういうものがメインになってはおります。

安藤委員

かなりの予算というところでございますので、例えば全てが同時に使うということは多分ないというふうに思ったりするんですが、教育もいろいろ使わなきゃいけないところが、まだまだたくさんあるなと思ったりするんですけれども、施設整備という部分ではありがたい話ではあるんですけれども、そこら辺も押し並べて全てに与えるということではなくて、もう少ししっかり考えていただきたいなというふうに思ったりします。要望です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

定額給付金についてお尋ねします。2月22日の毎日新聞が、「住居喪失者へ定額給付金、市町村9割対策なし、2万4千人届かぬ恐れ」という記事を入れました。3億円規模の給付金が生活困窮者に届かない恐れが強まっているということを書いているわけですが、これについてはご覧になったと思いますけれども、本市においてはどういうことが想像されるか、どういう対策をとろうとしているのかお尋ねします。

定額給付金対策室長

いわゆるホームレスの方などの対応については、以前住んでいたところに住民票があればそ

こちらの方で受け取れる、それから抹消等されていけば、言われていますのがネットカフェなどを新たな住所と定めることによって新たに設定した住所地において支給を受けるというような制度となっています。

総務部長

今、室長のほうからもお話ししました、そういった不明者といいますが、住居の未確定な方々につきましても、いろいろ手当を取りまして問題点についての洗い出しをやっています。そして自治会長さんたちのご協力も得る中で出来るだけ到達するような方策をとっていきたいというふうに考えております。

川上委員

実は、そういう方々が恐らくは本当に生活困窮者で、どうしても本来ほしいという方だと思うんですね。力を尽くしてもらいたいと思います。同時に、定額給付金については8割近い国民の批判があってやめるべきだという声があるわけです。一方で、実際に決めればもらうということなんですね。そういう意味では選択肢が国民にあるわけですね。それで本市の場合、定額給付金いらぬという方の場合は具体的な手続きというか、どういうことになりますでしょうか。

定額給付金対策室長

いわゆる辞退といわれる方につきましては、申請をしていただかないことが辞退という形になるかと思えます。その意思表示をしていただくのは申請書の中に、私は給付を辞退しますという意思表示で申請書を返していただければというふうに考えています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、本議案に対して賛成の立場から討論を行います。補正予算(第5号)については、地域活性化生活対策臨時交付金の具体化などについて不十分さも考えられます。しかしながら当初指摘しましたように、本市がこの経済危機から市民の苦難を軽減していくというファイト、決意をもって仕事をすればさらに充実させることも出来るし、そのように頑張るべきだと思うわけであります。そういう意味では更なる充実を求めたいと思います。さらに、定額給付金についてであります、国民の8割近くが反対を表明するように、政権与党の総選挙対策と批判されて、消費税増税とセットで検討された経緯もあって、2兆円は雇用や社会保障に有効に使うべきであるということであります。同時に国会で予算と関連財源法が成立すると、国民一人ひとり、本市にとっては市民の皆さん一人ひとりに定額給付金を受け取る権利が生じるのであります。その権利を行使するかどうかは国民の意思に、また市民の意思にゆだねられるべきものであって、私は地方自治体はその選択権を奪うことは出来ないと思います。従って、住民の権利を奪わず支給の事務の遂行を妨げない立場から、この定額給付金の予算計上についても認めるものであります。以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

柴田委員

私は「議案第64号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」について賛成の立場で討論させていただきます。まず子育て応援特別給付金については、現在、ちょうど給付される年齢の方々というのは幼稚園、保育園に行かれてるご家庭の方々だと思います。お聞きしましても3・4万円払っていらっしゃる、所得によりますけれども、お一人に関して。3人目は

安くなってまいりますけれども、そういう状況で大変費用がかかるというお話を聞いています。ぜひ、こういう意味もありまして、子育て応援特別給付金は実行していただきたいと思います。また定額給付金についても、これは生活者、本当に市民においての支援でもありますし、市内においては景気の底上げになっていくと思います。こういう意味もありまして私は賛成したいと思っております。これはまた本会議においても述べさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 13:24

再開 13:30

委員会を再開します。

次に、「議案第6号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第6号につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。今回の改正につきましては、行財政改革に資するため、市長、副市長、教育長、及び上下水道事業管理者の給料減額をいたしておりますが、その期限を1年間延長し、平成22年3月31日までとするものでございます。2ページに新旧対照表をお付けしておりますが、内容につきましては説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

別に異議を唱えるわけではございませんけれども、これ、平成19年、市長が2年目から毎年されていると記憶しているんですけども、こういうものを提案する場合に、例えば2ヵ年とか3ヵ年とかいう形でのご提案は可能なのでしょうか。今回の場合は任期がありますから、それはわかりますよ。これから2年間とかいうことはできませんけれども。通常は、こういう提案をされる時に、私の記憶では1年ごと、1年ごとに更新のような形でされておりますけれども、それはそれでいいんですけども、例えば、今のような経済情勢の中では今後2年間とか3年間、4年間とかいう形での提案の仕方としては、あり得ますか。

人事課長

これは期限を設けておりますので、今、委員のご指摘の点は可能かと考えます。

永露委員

当然そうだろうと思うんですけども、これまで1年単位でなされてきた理由は何でしょう。

人事課長

期限の設定につきましては、状況の変化ということがございますので、1年間ということが適当ではないかということで判断をいたしまして、今までご提案をしてきております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

「議案第8号 契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」について補足説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。本件工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案第8号の防災行政無線設備設置工事につきましては、契約金額は5億7,592万6,050円で、扶桑電通株式会社九州支店支店長、佐藤 昭と契約を締結するものであります。

6ページの議案資料をお願いいたします。工期につきましては、本契約として認められた日から平成22年3月31日までとし、工事概要につきましては、60メガヘルツ帯デジタル同報系無線設備の工事でございます。親局設備、遠隔制御装置、中継局設備、庄内支所設備、簡易中継局設備1基、再送信局設備2基、屋外拡声子局設備307基及び戸別受信設備等を設置する工事でございます。整備概要につきましては、飯塚地区・穂波地区・筑穂地区・潁田地区管内に親局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局を設置するとともに、庄内地区の既設防災行政無線との接続を行うものであります。7ページから9ページにおいては、使用機器一覧表として、親局設備・遠隔制御局設備などの機器名、規格、数量等を記載しております。内容につきましては、省略をさせていただきます。次に10ページには防災行政無線設備配置図、飯塚市全域でございますけれども、それから11ページにはシステム構成図を添付いたしております。

お手元に別途配布しております工事請負契約議案資料をお願いいたします。本工事の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において工事ごとに定める要件等を決定し、1月23日に入札公告を行い、2月10日に入札を執行いたしました。その結果、8者から入札参加申請があり、予定価格6億7,756万800円に対し、落札額5億7,592万6,050円、落札率84.99%で、扶桑電通株式会社九州支店が落札いたしましたものであります。以上、簡単ではございますが、議案第8号の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

本件につきましては、予算計上された時にもお尋ねしたと思うんですけれども、重なるようでも改めて確認の意味でお尋ねいたしますが、まず、この契約金額の原資の内訳ですね。例えば、単費の持ち出しがいくらで、補助金が何割かということで結構です。それと、この防災行政無線につきましては、以前に申し上げましたように、約20年前に一般質問でご提案をさせていただいております。その時に、自衛隊基地がありますので、基地周辺整備事業に乗せてされたらどうかというようなことも申し上げておったんですけれども、この前のお返事では、そのことは検討しなかったというふうに、確かお話があったというふうに記憶してらるんですけれども、やはり、幸いかというよりも、たまたま飯塚市の基地があるがために、基地の

ないところとの影響の差というものは当然あるわけですから、そういう意味でも、この周辺整備事業も併せて考えるべきではなかったのか、補助に乗せることを。そういうこともお尋ねをしたんですけれども、確か、そういうことは考えてないということだったんですけれども、改めてその二点について重ねてお尋ねをいたします。

総務課長

防災行政無線設備設置工事の原資につきましては、このうちの約1億800万円が防災設備の国の事業債を充当いたします。残りにつきましては、合併特例債を活用いたしまして、整備の原資といたす予定でございます。

基地周辺整備の事業債といいますが、そういったものは活用する予定はございません。

永露委員

再確認いたしますが、本工事につきましては、全額補助事業という理解でよろしいんですか。いわゆる、市の単費の持ち出しはゼロだという考え方でよろしいんですか。

財政課長

先ほど、総務課長が申しましたように、事業費の1億820万円、こちらが施設整備事業債、交付税が100%、従前は補助金で交付されていたものでございますけれども、起債に変わっております。交付税で100%戻ってくる分でございます。これを除いた残りの事業費に対しまして、合併特例債を活用いたしますので、合併特例債の充当率が95%になりますので、残り5%は一般財源で措置をするものでございます。付け加えますと、合併特例債で充当します95%の70%は交付税で措置をされます。

永露委員

いずれにしても、かなりの金額の市の持ち出し額というものが当然出てくるわけですが、ただ私は、先ほど申し上げましたように、基地の周辺整備事業との兼ね合いから、今回、そういうことは全く考えなかったということですが、私は当然、考えるべきであったというふうに思っているんです。合併特例債も、もちろん結構ですが、併せて、この基地周辺整備事業の補助率がどの程度か、私もわかりませんが、かなりいいはずだと思うんですよ、結構。ですから、そういうことも併せて、今後の問題としても、そういう事業をする時には、諸々の補助に関するものをいろいろ研究されて、どういうものを使ったほうがいいのか、こういうものについて、こういう補助の事業に乗せられないのか、そういうことも含めて、いろいろこれからのこともありますので、併せて検討していただきたいというふうに思います。

それと、今回のスピーカーを設置する柱ですね、柱の子局というんですか、その数が、全体で309基立てられるんですけれども、飯塚地区においては147箇所というふうになっておりますが、まずこの飯塚地区の147箇所についての、この数を出された根拠についてお示し願いたいと思います。

総務課長

昨年、コンサルタントに委託をしております、その際に電波の受信状況の調査等をいたしております。基本的には市街地、市民の方がお住まいの地区にもれなく防災行政無線が届くという視点で整備した結果がこの箇所数ということになっております。

永露委員

今でも有線放送というものが、これに代わるものとしてやっておりますけれども、自治会単位で設置されているところは結構あります。それで、飯塚地区における自治会の数が、確か120ですかね。120か124、あったと思うんですけれども、この数からいくと、全ての自治会には必ず1箇所は設置されるというふうな理解でよろしいんでしょうか。

総務課長

必ずしも1自治会に1箇所付くというふうには限りません。多いところでは、1自治会で4

箇所立つところもございますし、特に中心市街地あたりになりますと子局が立たないということもございます。ただ、一つの子局にスピーカーが3ないし4、付いておりまして、この子局のない自治会については、隣の自治会に立っている子局の、その自治会に向いている方向のスピーカーを鳴らすような形を、今、検討しているところでございます。

永露委員

今、課長が言われたのが、いわゆる切り分け機能だと思うんですね。例えば二つの自治会に1箇所立てる場合がもちろんありましようけれども、町うちのところでは。そういう場合には、例えばスピーカーが4本付いていたら、向きをそれぞれの自治会に分けて、1箇所を一つの自治会に向けて、その分だけを鳴らす、そして残りの分については音が出ないようにするというのを切り分け機能というんですけれども、この工事の仕様書の中に切り分け機能の仕様は当然、今、そうするというふうに言われたんですけれども、この工事の仕様書の中にそれは明記されておりますか。

総務課長

仕様書の中に、自治会ごとでそういうふうな形の利用ができるようなことをやるような文言を入れております。切り分け機能と申しましても、これは機器の種類によりまして、いろんな方式がございますので、現在、その部分を検討、取った業者とですね、検討しているところでございます。

永露委員

予算も計上されて入札も行われた、ですよね、行われておるんです、もう。現状では仮契約の状況ですけれども。しかし、ということは、その機能を、予算計上する時、あるいは入札の段階で、今の目的であるこの切り分け機能を、当初から付けておるということでしょう。例えばこの切り分け機能を付ける・付けないによっても当然予算が違ってくるんですから。それを今、検討する、ですか。検討するということは、仕様書の中には載せてなかったということですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 13:51

委員会を再開します。

総務課長

先ほどの機能の分につきましては、仕様書のほうでは、現地調査及び自治会の要望等により、屋外拡声子局のスピーカー種別、出力、方向については最適なものに修正することというような仕様しております。もちろん、こういった修正が必要な箇所というのは市内全部ということではございませんで、特に市街地で細かく自治会が分かれているところについては、こういった修正が必要であるということで、こういった仕様を記しているところでございます。

永露委員

今の説明ですと、その機能を付けるか付けないかは未定のまま入札を行ったということですね。そうでしょう。打ち合わせた中で付ける付けないを決めるということならば、箇所もわからないままに入札を行ったということになるわけじゃないですかね。違いますか、総務部長。

総務課長

基本的には、いろんなやり方があるわけなんですけれども、例えば四つあるスピーカーに制御装置が付いているわけなんですけれども、この制御装置でそれぞれ切り分ける方式もあれば、一つのスピーカーに制御装置が一つしか付かないタイプもございます。その場合は一本の支柱に制御版とスピーカー、それを一対・二対、付けて、そういった形で切り分けるという方式もございます。そのあたりは、落札した業者で最も最適な方法を選んで、いずれにしても、そう

いった自治会にできるだけ対応できるような修正を施していただくというようなことでございます。

永露委員

私のほうも少し回りくどい言い方をしたので、なかなかご理解をいただけなかったんだろうと思うんですけども。私も長く議員をやっておりますから、いろんな経験をしてきまして。要するに二十数年前までは、工事をやる場合に仕様書が出ますけれども、その仕様書の中にあからさまにメーカー指定で出してきておったわけですよ。どこのメーカー、どこの製品ということで。これをやられると、もう入札にならんです。ですから、それはおかしい、公正な入札にならないということで、あるメーカーを出して、それと「同等品」という形で、どこが取っても出来るように公平性を持たせたんです。これが二十数年前です。そうなった後、今度は業者が考えたのが、仕様書の中に特定のメーカーしか持ってないもの、作れないもの、特許のもの、そういうものを紛れ込ませたわけですよ。でもこれは、役所のほうではわかりません、そういうものが出てきても。でも、そういう特許ものとかいうものが製品の中に入れば、その入札に参加した者は、これがどういう意味合いを持つかというのがわかるわけですよ。その製品を使いなさいということになるんですから、それを持ってない人間はそこから仕入れるしかないわけですよ、特許ものですから。買えればいいです。でも、もしそこがノーと言ったら、できないんですよ。そういうやり方を今度はしてきたわけなんです。いろいろ知恵を使いますから。ですから、一般の土木建築とかいうのならいいんですけども、こういう機械ものが主の工事というものは、その中に一つでもそういうものを紛れ込まされると、どうしようもないんですよ。言ってる意味、わかるでしょ。そこから買うしかないんですよ。一般論を言ってるんですよ。これのことを言ってるんじゃないんですよ。そういうもののやり方でやってきたんです。ですから、こういう機械ものをやる時には、そういう特許ものとか、特定のメーカーしか作れないもの、持ってないものとかいうものを仕様書の中に入れると、その時点で公正な入札にならんです。ですから私はこれまでも、契約のほうにも常々言ってきました。そういうものは入れないように、と。どこが取っても同等の中で工事が出来るようなものにしてください、と。そうでないと公正な入札になりませんから。今回は、今言いました、切り分け機能というのが、この仕様書の中から外されていたんです。それは良いことなんです。入れると、ある意味での業者選定になるから。外していいんですよ。外されていたんですけども、今度それを、入札が終わった後に、これを使うように話をしてるんじゃないですか。どこかで誰かが。ということです。ですから、仕様書になければいけないんですよ。恐らくこの機能については仕様書に書かれてなかったはずですよ。今になって、やっぱりこの機能はあったほうがいいから、これを入れたいという話を恐らくしているはずですよ。そう言われたって、この仮契約をした業者から言わせると、もともと仕様書になかったもので、それを今度使いなさいとか言われたって、これは迷惑ですよ、本当の話が。それなら最初から仕様書に載せてください、と。そっこのほうが、まだいい。終わります。

建築住宅課長

委員が言われますように、あとで特定のものを納入するように言ってるんじゃないかというようなことだと思いますが、業者によっては使用する機器のメーカーというのは違うと思いますが、本市が要求しております機能とか仕様であれば問題ないということで、今回しておりますし、また特別のメーカーを指定しているような部品やシステムというのはございません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 8 号 契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 2 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第 1 2 号につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の 2 9 ページをご覧ください。本案につきましては、平成 2 1 年 3 月 3 1 日限り、福岡県南広域消防組合、老人ホーム八媛苑組合、及び大野城太宰府環境施設組合を脱退させ、平成 2 1 年 4 月 1 日から久留米広域市町村圏事務組合を加入させるため、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更しようとするものでございますが、そのために地方自治法 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。なお、福岡県南広域消防組合は、久留米市を加え、久留米広域市町村圏事務組合として再編成されるものでございます。また、老人ホーム八媛組合については、民間に移譲され解散をいたします。次に、大野城太宰府環境施設組合でございますが、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合にその業務を移しまして、名称を筑慈苑施設組合と改めるものでございます。3 0 ページをご覧ください。附則におきまして、施行日を平成 2 1 年 4 月 1 日と定め、ただし北筑衛生施設組合の名称を北筑昇華苑組合に改め、平成 2 1 年 1 月 1 日から運用することにしております。3 1 ページ及び 3 2 ページに新旧対照表を付けておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 1 2 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 3 号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

続きまして議案第 1 3 号の補足説明をさせていただきます。議案書の 3 3 ページをご覧ください。本案につきましては、福岡県内の全市町村で構成する福岡県自治振興組合におきまして、公文書館法に定める公文書館の設置及び管理運営に関する事務を新たに共同処理するため、必要な組合規約の改正等を行おうとするものでございますが、規約の改正につきましては、組合加入の全市町村の議会の議決が必要となりますことから、ご提案するものでございます。

今回設置する共同公文書館は、福岡・北九州の両政令指定都市を除きます県内全市町村と福岡県が共同設置、また運用しようとするものでございますが、具体的な内容につきましては新旧対照表を用いまして要点のみご説明いたします。

35ページをご覧ください。第1条の「目的」に、歴史資料として重要な市町村の公文書等の保存及び共用を加え、第4条の「事務」の中に、歴史資料として重要な市町村の公文書等の保存及び共用並びに公文書館の設置及び管理運営に関する事、これを加えるものがございます。また、特別議決として、第9条の2におきまして、この公文書館に関する議決につきましては、議決要件として二重の規定を置いております。これは、構成団体でございます福岡・北九州の両政令指定都市、これが既に独自で公文書館を設置されておりますことから、組合議員の過半数とする議決要件だけでは共同設置する団体の過半数の意思とは異なる議決結果となるのが想定されますことから、当該事件に係る市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成、これを含む出席議員の過半数の議決を要件としたものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 14:05

再開 14:16

委員長

委員会を再開いたします。

川上委員から「土地の取得及び処分について」所管事務調査をしたい旨の申し出がおります。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

川上委員

前回、2月10日の総務委員会で私は、入札制度改革の調査において、市有地売却に関し、公有財産管理規則第32条「公共の福祉に適合するとともに」について質問いたしました。一つは暴力団関係者の介入を阻止する手立ての抜本的強化、もう一つは勢田字大平にある土地の処分にあたり、水害など災害を考慮したかどうかについて質問したものであります。土地の処分に関する質問については、私としては誠実な答弁が得られなかったと思っております。この勢田字大平の土地の売却については、昨日午後、勢田区の仲野定男区長、区長代理、会計及び6名の評議員、合わせて9名の連名により、売却処分の即時中止を求める異議申立書が、裁判も辞さないという決意をこめて市長あてに提出されております。地元住民から重大な指摘や厳しい批判が続いており、公有財産管理規則に照らして適切に事務が行われているのか、また、行われていなければそれはなぜか、是正のために何が必要かなどについて、この際、所管事務調査をしたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「土地の取得及び処分について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「土地の取得及び処分について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

川上委員

まず、この件に関し、市が売却を予定している土地の地番、面積など、概要を伺います。

管財課長

この勢田地区でございます、俗名「大平山」と申しますが、その番地ですが、2067番地の1でございます。約9万㎡の山林ですが、これを一般競争入札にて売却を計画いたしております。

川上委員

その地番は、現在も2067の1ですか。

管財課長

測量いたしまして、分筆いたしております。大平2067番23となっております。

川上委員

それは、1月21日に登記されていますね。そのとおりですか。

管財課長

そのとおりでございます。

川上委員

そこで、この図面です。この図面、ご覧になったことがあるでしょう。見えますね、上のほうに国道200号が走ってるんですが、左のほうが直方方面、右のほうが穎田・飯塚方面というところです。誰が作成したものでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

(図面掲示)

休憩 14:23

再開 14:25

委員会を再開します。

管財課長

この図面につきましては、2月1日の地元説明会の折に市のほうから持参した図面でございます。この図面につきましては、購入、開発を希望される方の参考として頂いております。

川上委員

開発を希望し、この土地を売ってもらいたいとあなた方に言っている業者が作ったもの、それをあなた方がそのまま、地元の方々に説明する時に持っていった。入札、必要ないですね。それで、面積が約9万㎡です。これ、山ですから、99.7の標高がある山です。これを見ますとね、標高50mあたりまで切るということになってますね。そうすると、開発に伴って排出するべき土の量はどの程度になるとお考えですか。

総務部長

まず最初にこの図面の関係でございますけれども、地元説明会と申しますのは、この部分につきましては私どもが一般競争入札で払い下げをいたしたいというときに、地元のほうにこの土地を、真砂土を採取するという事業がなされるというような噂と申しますが、そういったものが流れたものですから、そうではありませんよ、と。お話があった業者さんについては開発行為、開発をお考えであったということの訂正、そういった説明に参ったわけでございまして、この図面も確定図面ではございませんで、まだはっきり購入しないままに確定図面はできません。将来的な開発というのはこういうふうになるであろうというようなことをお持ちだった部分をお見せして説明しやすいのでお借りしたというところでございます。ですから、土量計算とかそういった部分については、数字として上がってきているわけではございません。

川上委員

業者があなた方に提出したものを、そのまま業者に代わって説明に行ったようなものですね。それで、土の量はどのくらいか計算もしていない、と。ものすごいですよ。ここは、いずれにしても山を崩さないとか開発できないでしょう。だから、ものすごい土の量が出ます。そこで、この問題について、売却に係る経緯、このあいだ私、知る限りのことは言いましたけど、それが正確かどうかということもあるでしょうから、この間の経緯、改めて伺います。

管財課長

私の記憶ではございますが、平成19年の11月頃だったと思いますが、常々私は、何といいますが、知り合いの方とか、土地を売るために営業マンとして、いろんな方に「こういう土地があります」「何か欲しい土地があったら言ってもらえないですか」とかというようなことを言ったら、払い下げ可能かというお尋ねがありましたので、この土地について払い下げ可能かどうかを管財課のほうで判断したわけでございます。

川上委員

「経緯」というふうに聞いたんですよ。それは「きっかけ」ですね、お話とすれば。だから、その前の話も聞いておりますが、それから出発というのであればそれからでも構いませんので、昨日までの経緯を説明してください。

管財課長

経緯でございますが、管財課のほうで、この土地について払い下げ可能かどうか、いろいろ課内で検討いたしまして、平成20年の6月頃だと思っておりますが、これについてはバイパス周辺でもあるし、払い下げ可能であるという判断をいたしております。管財課のほうではそんなふうにいたしております、平成20年の9月に測量をいたしております。それから、平成20年の11月に不動産鑑定を実施いたしまして、11月14日に公有財産調整委員会及び財産管理審議会で審議をいたしております。その後、11月・12月・1月にかけて、下のほうに下勢田という集落がございますので、その自治会長さんと何度か協議をさせていただいております。以上でございます。

川上委員

以上じゃないでしょう。だから、そんなところで止まるというのは、地元の住民とあなた方は話もしたくない、議会なんかには説明する必要ない、あるいは説明すると具合が悪いというようなことを言ってるのと同じですよ。ここまで来て、どうして隠し立てをするんですか。いいですよ、下勢田の自治会長さんと11月・12月、何度か話しをした、その先はどうですか。

管財課長

12月3日でございます、下勢田のほうで住民の説明会をいたしております。それから、2月1日にも地元説明会をいたしております。

川上委員

あと、穴の空いたところは私が補充しましょう。それで、常々知り合いの方に、営業の関係で知り合いがあったというふうに言われました。で、率直に聞きますけど、今度その相談をした人は、平成18年11月に本市の市有地、下三緒字岡ノ浦2番94ほか20筆の入札に参加して、もっとも、一人だったと思えますけれども、本市の土地を手に入れた方ではないですか。

管財課長

私がいっぱいの人に声をかけてると先ほど言いましたが、その方ではございません。

川上委員

同一人物ではないというふうに言われるんですね。そうすると、この売却価格、どの程度を見込んでおられますか。

管財課長

価格ということでございますが、この価格につきましては入札が終わるまで情報公開上の制限非公開でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

川上委員

路線価とか、そういうことで計算したのが不動産鑑定でしょ。不動産鑑定に出しておられるわけでしょ。で、公表しておられるわけでしょ。ここで答弁できないですか。

管財課長

先ほど、路線価と言われましたが、具体的な数字は避けさせていただきますが、1億円は超える金額かと思います。

川上委員

非常に安いですね。そこで、あなた方が平成20年の6月に、バイパス周辺につき売却できるという答弁でしたね、先ほど。「できる」というのは、おかしい。売却を決定したわけでしょう、平成20年の6月に。その時に、どの段階で決裁をしたんですか。市長の決裁をしたのか、副市長の決裁なのか、そのところをお聞きしているわけです。

管財課長

先ほども答弁させていただきましたが、最終決定につきましては公有財産調整委員会なり財産管理審議会なりに11月に諮っておりますので、6月の時点では決裁とか、そういうものはございませんで、課のほうで、これはバイパス周辺でもあるし売却可能ではないかというふうに判断をいたしましたところでございます。最終判断は公有財産調整委員会ですけれども、課のほうではできると考えました。

川上委員

それは、管財課が売却できると判断した、と。そのことについては、部長・副市長・市長は承知しておられたんですか。知っておられたか、ということをお聞きしております。

総務部長

管財課が判断をしたという、表現がちょっと不適當でございますが、処分の候補地の一つとして事務を進めていこうという方向性を管財課のほうで考えたということでございまして、これについては公有財産調整委員会、財産管理市議会等と言いましたが、それ以後ですね。最終的には里道等もございまして、地元へのご説明という中で現在に至っております。

川上委員

里道のことを言われましたけど、あるいは最終かどうか知りませんが、最初の図面ではバイパスのぎりぎり一杯まであなた方は線を引いてたんですね。で、里道、すっぱり入ってましたよ。これ見てください、里道、すっぱり入ってるじゃないですか。そして、地元から批判を浴びて何度か行ったんでしょうけど、2月1日に見せた、見てもらったというこの図面、業者が作ったという図面、これでも里道、噛んでるんですよ。里道、取り込んでるじゃないですか。それで、課で候補地の一つとして判断した、と。野見山部長が答弁されるんだから、総務部で判断したということでしょう。それで、市長あるいは副市長が知らないで、そういう判断が生きていくはずがない。秋の審議会に持っていくはずがないわけですよ。だから、ある段階で市長も副市長も、行政のルールとして当然ながらお知りになる時期があった。それが6月だろうと私は思うんです。それで、その段階で、あなた方は公有財産管理規則に基づいて処分しようと思うならば、「公共の福祉に適合するとともに」ということを考えないといけなかったと思うんですよ。これが基本的なテーマです。そのために、どういった点に着目しようと思われましたか、この土地については。

総務部長

この土地ということで限定をされておりますけれども、私ども、当然、普通財産の処分というのは行革の実施計画の中でも掲げておりますし、それに向けていろんな土地について処分を

検討いたしております。ですから、公共の福祉と言われますが、この土地を処分して収入が入れば、それはそういったものに使用できるわけでございますし、ここの土地についても災害というお話しもされましたが、ここは砂岩でございます。ですから、風雨によって劣化いたしまして、土砂崩れ等が起きたということもでございます。ですから、この山が低くなればそういった災害が減る、まあ、ボタ山をカットするようなものでございますけれども、そういったことも想定されるというのも一つはございますし、こういったところが開発されれば地域の振興にも寄与するのではないかとというようなこともございます。市有地全体につきましての処分はいたしますし、そういった中での地域の活性化等々についての検討はいたすところでございます。

川上委員

今、三つ答弁されましたね。一つは、これが売れば市民の福祉に使えるだろうというような言い方でしたね。それから二つ目は、この山は砂岩で崩れやすいから、崩したほうが地元のためになるだろうと、非常に思い上がったことを言われたわけですね。それで三つ目が、その他のこともあるだろうと言われたんですね。公有財産管理規則第32条で言う「公共の福祉に適合するとともに」というのは、売れるとそのお金で住民の皆さんの福祉にお金が使えろという意味合いでの文章になってるわけじゃないんですよ。全然違うんですよ。それから、あなた方がこの非常に危ない山から地域の人を守ろうというので、山を打って崩してしまおう、と。そんな防災対策がありますか。そしたら、業者が、あなたが売ろうとする業者、どういう防災対策をするか、相談をしないといけないでしょ。そんなこと、やった形跡、全然ないですよ。地元の住民説明会でそんなこと言ってないでしょう。山を崩せば、あなた方も災害が起きなくていいでしょうとか言ったんですか。言ってないでしょう。そんなこと聞いてない。だから、あなた方の言うてる「公共の福祉に適合」というのは、この規則が言うてる「公共の福祉に適合するとともに」というのと全然違う方向を向いて言うてるだけなんです。

私は、ここの場合、「公共の福祉に適合するとともに」と言うのであれば、三つのことをきちんと考えないといけないと思うんですよ。一つは、ここの開発によって何か市民の役に立つものが出来るのか、と。これが一番でしょ。二つ目は、ここでは防災ですよ。そして三つ目が、この山は里山として、財産区としてずっと持ってきた経過があるわけでしょ。憩いの森じゃないですか。憩いの里山ですよ。住民の生活の福祉になくってはならない山です。先祖伝来の墓地もあれば神社も二つありますね。そういう観点から考えるのが、「公共の福祉に適合するとともに」という、それ以外にも当然あると思いますけれども。あなた方は地元の方たちの声を何度も聞いてるんだから、聞いていれば、今言ったような答弁は出てこないと思います。聞いていても今みたいな答弁ですからね。少なくともそういう三つの点が必要だと私は言ったんですけど、そう思いませんか。

総務部長

私がお答えいたしましたのは、質問者が言われた案件について、例えば災害とかいうお話しがございましたので、一つの見方としてというお話しをさせていただいただけでございます。そういうことでございますので、一般競争入札の中で、土地については処分いたしております。この土地につきましては、開発が進めば地域の経済的な振興とか、そういった部分も進むのではないかと。市での開発というのは困難な状況でございますので、そういったものも含めて、適切な開発が進めば地域の振興等にも寄与するのではないかと、そういうふうな観点もあるということをお答えしたわけでございます。

川上委員

部長が、当時そう思ってしゃべりましたという答弁なら、そうかと思えますけれども、今の瞬間そういうことをお考えで答弁されているとすれば、大変なことだなと思うんですね。そこで、副市長にお尋ねしたいと思うんですが、昨日午後、売却処分の即時中止を求める異議申立

書の提出にみえた仲野区長ら4名の地元の方には、齊藤市長に代わって上瀧副市長が会われた。で、異議申立書を受け取られたんですね。異議の理由には何と書いてあったんでしょう。

副市長

今、質問者が言われますように、昨日、1時半過ぎに仲野区長さんはじめ4人の方とお会いいたしました。その時に区長さんたちが言われますのは、旧穎田町には区有地があったということで、これが合併の時に、協議がまだ十分に終わってないので、未調整部分になっておるといふことで、合併後すぐ市の職員が来まして、調整項目については協議をしましようといふことになったけど、その後何もないといふことで、自分たちは、例えば名義は旧穎田町のものになっているけど、実際はその中に区有地があるんだ、と。じゃあ、なんで旧穎田町の名義になっているのかと言ったら、自分たちが法人格を持たないから止むを得ずそういう格好になって、分収金あたりももらっていたという経緯があります、と。ですから、市の名義になっておるといふことで、過去のそういうものを無視して売買されるといふことになれば、自分たちはやはり所有権についてきちんと裁判でもして確認しなければならないといふふうに考えております、と。ただ、現在、鹿毛馬のほうでそういう裁判が行われておりますので、その結果を見てから裁判にもっていきたいといふふうに考えておりました、と。まあ、お金もかかることですので、ということをつけ加えて言われておりました。それで、結局、そういうふうな経緯がある中で、突然12月に住民説明会をして売るといふことは、余りにも乱暴ではないか、と。ですから、これは地元との協議を十分にして、あるいは、自分たちは今でもその土地は区有地だといふふうに考えておりますといふようなことで、そこら辺の協議を十分していただきたいといふことで申し出がっております。その点につきましては、現在、鹿毛馬のほうで分収金の件で裁判にもなっておりますので、そこら辺は行政とすればきちんとした、所有権の問題ですので、白黒つけたいという希望は持っております、と。ですから、裁判にされるなら裁判にしてください、そのほうが私どものほうも、助かりますという言葉を使いましたけどですね、してもらって結構です、と。そして、その中でもし、区有地といふことであれば、それはもう、市が売るとか売らないかという問題ではないでしょう、と。ただ、その裁判の結果、市有地だといふことになれば、またその点で協議をさせていただきますといふことで、昨日、お別れをいたしました。

川上委員

異議申立書を読みますとね、だいたい今、副市長が言われたのが大半です。ただ、重要なことは、異議申立書は、「売却処分を即時中止されるように」といふのが要求なんですね。それで、売却について納得すればどうぞ、といふことではないわけです。これは中止を要求してるんです、明確に。そして、書いてあるでしょ、「治水の観点からも、大平山の山林としての現状を維持することが望まれる」と。だから、話し合っただけで同意する余地があるといふようなことではないんですよ。それで、副市長がお会いになったといふことなんだけど、私はこの異議申立書の内容には、基本的に道理があると思います。それから、地元の皆さんの大切な山林を守り抜こうとする決意も伝わってくるものがあります。少し乱暴ではないかと地元の方から言われたといふふうに言われましたけど、副市長は、経過をよく承知していない、地元の方が了解していただいていると思っていたといふことをお話しされましたか。

副市長

先ほどの答弁に付け加えさせていただきますと、地元説明会の中で市のほうから、一般競争入札でございますので、今、申し込みをされている方が必ずしも取るわけではありません。その方が取られるかもしれません。どういう方が応募されるかもわからないといふ中で、説明の中ではそういうことを市の職員が言われて、あとは取られた方と協議をしてくださいといふことで、地元の方の感覚とすれば、市のほうはもうそれから一切手を引きますといふような感

覚でお話しをされていました。ですから、いや、そうではありませんよ、と。これは林地開発、あるいは宅地開発でありますので、きちんとしたシステムに乗って、行政のほうが責任を持って地元のためになるように、もし取られた方が開発をされるのであれば地元との協議、あるいは市としての指導、そういうこともして、地元の方に迷惑がかからない方法を協議していきまますよというお話しはさせていただきました。それで、今、質問者が言われますように、私が経過をよく知らないということではございません。担当職員から、こうすることで地元説明会にも行く、ということは聞いておりましたので、そこら辺は地元の方にも、説明会をして地元のほうの了解を取るよということでは話しを職員にはしておりましたけど、ということで、お話しはさせてもらいました。

川上委員

一般に市有地を処分する際にも重要なんですが、特に潁田の、既に裁判になってる、200万㎡もありますけど、鹿毛馬のね。それもありますけど、合併協定項目でも、よく研究しなければならんという立場で新市に引き継ぐということになっているような土地については、相当慎重であるべきだと思うんですよ。ところが皆さんは、潁田については、まず合併した翌年、1月9日に支所で、鹿毛馬、口原、勢田の区長さんほかと話をされてる。その次が3月29日ですよ。その次が6月19日、その次が7月23日。この後、11月になると、鹿毛馬で裁判、提訴がある、訴訟に及ぶということになるんですね。で、平成20年の1月30日に勢田区ですか、話しがあり、2月28日にも話しがある。それで、話しが膠着したんでしょうか。そういう状態のまま、住民にとってはどういうことになってくるかということ、中ほどの話は先ほど答弁がありましたからもういいんですが、どうなってくるかということ、突如として昨年11月25日に不思議な文書が届くんですよ、下勢田の皆さんに。20飯総管発第70号、平成20年11月25日、飯塚市役所総務部管財課、「至急」というのが、いきなり届くんですよ。一人ひとりの住民にあなた方が通達を出したんですよ。勢田地区山林の一般競争入札処分に関する説明会についてお知らせ、と。で、云々言って、「一般競争入札による売却処分を計画しております。つきましては、下記のとおり勢田地区山林の一般競争入札処分に関する説明会を開催いたしますので、ご出席をお願いいたします。」すごいんですね。これが12月3日。1週間前の発ですが、「至急」と判子を押してあるわけですね。地元の方がびっくりするのは当たり前ですね。話し合いは膠着したと思ってるわけですから。

そして12月3日、いろんな話し合いがあるんだけど、翌年の1月26日にもすごい文書が届くんですよ。今度は飯塚市長、齊藤守史の名前ですよ。ご覧になったことがありますよね。公印省略、20飯総管発第70号、平成21年1月26日、下勢田自治会長様ですよ。一般競争入札処分に関する事前説明会開催について、今度は「通知」と書いてあるんですよ。すごいんですね。飯塚市長というのは自治会長に通知を出すんですよ。こういうふうにしてあるんですよ。「一般競争入札に関する事前説明会について、下記のとおり開催させていただきます。つきましては、関係者の出席についての周知をよろしく申し上げます。」これは通知で言ってるわけです。齊藤市長、ご存知ないでしょう。こういうのがご自分の名前でどんどん出てるんですね。これを見て自治会長さんが喜んだかということ、驚きますよね。これを見たら、地元の方も、大方は驚きですよ。どうして上から目線で来るのか、ということじゃないですか。下部機関ですか、自治会は。私は、地元の方が「乱暴」というのは理由があると思います。それで、先ほども言いましたけど、むしろ地元の方の異議申立のほうは圧倒的に道理があって、決意もこもっている。で、生活、福祉、現状のままのほうが適合してるわけですよ。ですから、私は公有財産管理規則にある「公共の福祉の適合するとともに」という点からいえば、全然あなた方のやろうとしてることは適合してないので、売却は直ちに中止するべきではないかと思えます。副市長、どうお考えですか。

総務部長

質問者から、るる経過が述べられました。再度説明をさせていただきます。確かに合併協議の中で、旧瀬田町の区有財産、これが特異な管理形態だった、と。土地の果実について分収という形で交付がされておった、と。これについては自治法上も問題があるということで、合併後に引き継いだ中で弁護士とも協議する中で、地元のほうに分収金、こういう制度は対応できないということで、通知文書を出したところでございます。そういった中で、飯塚市の所有権、こういったものを主張するんですよ、せざるを得ませんということをご説明いたしました。その際、鹿毛馬区については納得できないという中で、分収金制度の継続ということを含めて、所有権についての確認の訴訟がなされました。残りの口原、佐与、勢田というところがあるわけですが、こちらについてはこういった措置をご説明をする中で何ら回答はなかった、そういった中で、私どもとしては何度か接触をしたというところで、報告の中では所有権の主張はされないというふうに認識をいたしておりました。鹿毛馬区については所有権の主張をなさいましたが、残りの区については所有権の主張をされないというところで私ども認識した中で、普通財産の処分という事務を進めておったわけでございます。

それが、説明会の中で、環境問題等もいろいろ言われましたが、最終的には、自分たちの山なんだ、と。これは私どもがもともと権利があった山だということで所有権の主張をする、そういう山を勝手に買って売るといようなお話しがございまして、そういうことであれば係争という土地になりますので、私どもについては一旦降りるという形で、説明会を受けた後に地元のほうから正式に意思表示をしてほしいということをお申しました。自治法上も、旧慣による使用という権利がございまして、使用についての権利はございまして、所有権を認めたということではございませんので、それでここに至っている。ですから、鹿毛馬区と同様に、今後、勢田区についても同じような形の対応がなされるというふうに考えております。

川上委員

今の答弁は、副市長に代わっての答弁ということですね。それで、住民が裁判すれば売却できないというだけの答弁ですね。私が言ったのは、市の規則に基づいてここを売却し、場合によってはあのように山をなくしていく、野見山部長はなくしたほうが防災になるんだからというふうに言うくらいだから、どうしてもその業者に売りたいんでしょう。そうすると、私は「公共の福祉に適合するとともに」という観点からいって、適合しないんじゃないか、と。だから、住民が提訴しようとするまいと、あなた方のほうからこれをきっぱりやめるべきではないかということをお問うたんです。だから副市長に答弁を求めたんですよ。どうですか。

総務部長

地元の説明会に私も二度行きまして、いろいろご意見を聞かせていただきました。その大きな理由というのは、やはり、地元の山という認識が皆さんお強いという中で、これを守っていききたいというお気持ちが強かったのは事実でございます。最終的にそういうお話しがございました。これは、環境という面で質問者が言われるものですから、例えば筑穂地区ではボタ山ですね、これは災害の元凶だったので、災害を減らすためにはこれをカットしていった、ということもございましてということも地元で説明をいたしました。一概に、開発することが災害を助長するということではございません、開発行為の中で適切な開発がなされれば、と。地元の方が心配されたのは、適切な開発がなされない、ここは土採り場だといような噂が流れまして、それが地元の反感を大きくしたというふうに私どもは考えました。それで、地元のほうに「違うんですよ」という説明の中で開発についての説明、それから適切な開発がなされないということの担保をいたしまして買戻しの特約等の検討も私どもはいたしますよというところで地元にご説明いたしましたら、最終的に、もともと自分たちの山を勝手に売るといようなお話しがございまして、最初から自分たちは何の相談もなく、区としては相談もなく売る

ことは許されないというようなお話しもございました。それで現在に至っているというところでございます。

川上委員

なかなか答弁、聞いたことにお答えにならないんだけど、そうすると、ちょっと質問を変えますとね、住民の方が提訴しなければ予定どおりこの土地を売るというお考えですか。

総務部長

本件土地に限らず、私どもとしては普通財産の処分について努力するということが、財源の確保という中で求められております。この土地につきましても、公有財産調整委員会、建設関係部局も入るわけでございますけれども、そういった中で、処分について、適正な開発がなされれば、これは問題ない、と。当然、開発行為についてはいろんな制限が加わりますから、そういった中で処分をしていこうということを決めたわけでございます、公有財産調整委員会の中ではですね。ですから、その後にあたっては適切な指導等が必要であろうというのは十分認識しておりますし、適正な開発がなされれば地域の振興等にも寄与するのではないかというふうにも考えております。

川上委員

私が聞いたことを肯定される答弁なんですね。だから、住民の提訴があれば、争ってるところは売れないから売らないけど、争いにならないければ、もう市はここまで来てるんだから売れよ、と。そういう答弁でしょ。遠回りにもしたいでしょうけど、聞いていることには答えられるでしょう。

総務部長

普通財産の処分という方針の中で事務を進めておったことは事実でございます。

川上委員

ちょっと微妙なんでね。今の「進めておったことは事実でございます」、私の質問は、繰り返すまでもないでしょ。

副市長

この問題がそもそも、なんで急にこんなふうな形で現れてきたかといいますのは、昨日お会いして感じたことなんですけど、先ほど総務部長も答弁いたしましたように、あそこの市有地が区有地、自分たちの財産だという認識に立たれておった、と。こちらのほうは、市の土地だという認識に立っておった、と。そこの認識がまず違っておったということが一点。そこで見解が、さっき「乱暴だ」ということを言いましたが、自分たちの土地を勝手になんで売ることかということで「乱暴」ということが出てきたのだろうと推察しておりますけど、こちら、市のほうとすれば市有地ですよ、と。そして先ほど、合併後のことでお話ししましたように、市のほうから職員が来て分収金はお払いしませんと言い渡して、それに対しての異議がなかったというこちらのほうの認識。ただ、向こうのほうは、区有地の管理組合のほうは、いや、後で市のほうから再度協議があると認識していたという違い。そういうのが重なって、今度のような結果になってきたのかなというふうに、私は自分なりに分析いたしております。

それから乱開発の件も言われました。公共の福祉に適合するのかわからないのかというのは、売った後、どういうふうにそこを開発されるのかというのは、先ほども答弁させていただきましたように行政のほうできちんと地元と協議をしながら、また事業者とも協議をしながら、こういう開発をします、それがいいのか悪いのか。それから水害の問題でも、水処理はどうするのか、道路の問題はどうするのか、そういうのをきちんと協議をして、計画を立てて開発行為をしていくというような経過になりますので、そこら辺はある程度、後日の問題で解決されるのではないかというふうには考えております。それで、質問者が言われますように、地元とこういうふうな格好で協議が調わないというような状況でございますので、昨日も私、来られた方

にはお話しさせてもらっております。そこら辺、見解の違いがいろいろあります、ですからそこら辺の白黒をはっきりつけましょう、所有権の問題も含めてですね。そこら辺は先ほども答弁しましたように、裁判なら裁判でも起こしてもらえればようございますということまでお話しはさせてもらっております。そして、皆さんと今からも協議はさせていただきますけど、どうしても協議が調わない限りは、市のほうが強行にこの土地を売るといようなことはいたしませんよ、ということは、昨日お話しさせてもらっております。

川上委員

じゃあ、ちょっと確認しますね。私なりに整理してみますと、提訴というところまでいなくても、地元が同意しなければ売却しないということですね、今は。もう一遍言いますとね、私は、地元の方が提訴すれば売らないけど、しなければ売るといことじゃないかと聞いたんですよ。そうすると副市長は、提訴がなくても、「協議が調わない」と言われました、これは地元の同意がなければ売らないというふうに、私に言わせれば前向き答弁かな、と思ったんですが。

副市長

言われるとおりでございます、提訴があれば提訴の結論が出るまではもちろん売りません。提訴がなくても、例えば飯塚市のほうから所有権をはっきりさせるために提訴するかもしれませんが、そういうのは置いときまして、今の間、地元の方と協議をしまして、その協議が調わない限り、今のところ売るといことはしないというふうに考えております。

川上委員

それは確認しておきたいと思います。で、市有地を売る際のものの考え方について、先ほど、私、三つ申しましたね。開発と災害・水害と所有権の問題と言いました。これに沿って副市長からご答弁いただいたと思います。それで、少しやっぱり、我々が考えておかないといけないこととしては、まず開発のことについて述べたいと思うんだけど、開発行為の打診があったのは2007年の11月というんですね。合併した翌年の11月、一昨年11月。で、市議会ではちょうど、この年、6月に、道の駅をつくってはどうかという質問が、6月議会、9月議会、12月議会と続いたんですね。この流れの中で11月に先ほど言われた業者から打診があったということなんです。議会で道の駅、一般質問でやってる、6・9・12月と。で、つくらない、つくらないという答弁ですよ、執行部としては。そういう状況の中で11月に開発の打診があった、と。そこで、この道の駅なんだけど、あなた方は地元の方に、ある業者の自己宣伝PRのパンフレットと、道の駅づくり計画の図面を見せたことがありませんか。

管財課長

道の駅の図面等は、私のほうから見せたことはございません。

川上委員

岡松課長のほうからは、ないということでした。じゃあ、誰が見せたんでしょうね。

総務部長

質問者が言われます、道の駅計画の図面なるものが全く私ども、わかりませんので、お答えのしようがないということでございます。ただ、私どもが地元の方とお話しをしたのは、この図面もそうでございますが、先ほどもお話ししましたとおり、間違っただけ情報が流れておった、と。そういったことで、それを正す、私どもはそういった誤った情報に基づいて、はっきり申しますと、ここが土採り場になる、採石場ですよ、そういう計画で云々とか、そういった、開発者が誰ですよとかいう情報が誤って流れて、地元の反感を買った部分があったものですから、誤った情報については「誤った情報ですよ、事実はこちらですよ」というご説明はいたしました。

川上委員

この山を買う人は、この山を開発から守って里山として保全しようと思って買う人、誰もい

ないですよ、業者の方はね。この山を削って使おうということです。それで、地元の方は、執行部の誰かですよ、持っていった、業者のパンフレット等。道の駅づくりの図面を持って行って、そして置いて帰ろうとしたんだけど、持って帰れと言ったと言われるわけですね。それで、道の駅をつくるというなら、こんなに広いところが要するのか、と。過去、あそこに民間の向上があるでしょ。あれは旧頼田町が3回に分けて売ったところですよ。そういうところですよ。だから、道の駅をつくるくらいであれば、あんなに山を全部買う必要はないわけですよ。これは、素人が考えてもわかる。道の駅をいくつ、つくるんでしょうかね、あんなに9万㎡も買って。だから、これは常識的に考えれば、道の駅だとか、あるいは特定の施設をつくるのではなくて、この山の土が欲しいと思うのは当たり前です。そうではないと言うんだったら、あなた方のほうが鈍感すぎる。仮に、土を採ってしまった後、9万㎡残るでしょう。土地はその業者が全部使いきれないわけじゃないでしょう。転売するに決まってるじゃないですか。そういう意味では、これは一部の施設をつくるような開発じゃなくて、山全体の土を採っていく、それから、それが済めば土地も転売する。当たり前ですね。資本の論理ですよ。そういう開発が目の前にあるのではないですか。あなた方、それを承知でこれを持っていったんでしょう。転売目的とか、土を採るのが目的ではないと言えますか。

総務部長

一方的なお話をされておりますけれども、私どもは地元でご説明した時に、地元が、ここは採石をされるんだ、と。そのために市が売らんじゃないか、と。一部の業者と癒着して、というようなお話しもございました。私どもとしては、そうではありません、と。ですから、地元の方がそういうご心配があるなら、売買条件、公募の条件の中に、採石法による採石をしないという条件を付しても構いませんということまでご説明をいたしました。ですから、地元も、質問者もそうですけれども、一部の何らかの間違った情報を認識されている部分があるのではないかと。地元にも、それは違うんですよというご説明をするのに、いろいろ私ども時間を費やしたということです。ですから、説明会もさせていただきました。

川上委員

この開発についてはもうすぐ括ろうと思うんだけど、あなた方が2月1日の説明会に特定業者の開発プランなどを持っていく、そこに何があるのか、なぜそういうものを持っていくのか。あなた方、1,100万円もかけて測量したじゃないですか。注文販売するための測量を。二度も三度も案を書き直してるでしょう。だから、なぜそういう行為をするのかというのが問われるわけです。

それから、三つ言っただけ、次は水害ですよ。水害の実相について、平成15年7月19日の集中豪雨による水害の実相、今、把握してますか。

総務課長

7・19の際の勢田地区での被害といたしましては、全壊が1棟、地滑りで248㎡が崩壊いたしております。そのほか、この近辺と考えられますが、小規模のがけ崩れが3カ所発生したという記録が、地域防災計画の土砂災害発生状況の中で記載されております。

川上委員

管財課に聞きたいと思うんです。管財課は今、当時の被害状況を把握してますか。内容は省略していいです。

管財課長

下勢田地区で土砂崩れ、それと上勢田のほうで床上浸水の被害が発生したと聞いております。

川上委員

それは、いつ、何によって知りましたか。

管財課長

下勢田の自治会長さんとは常々、説明会なりするにあたり、また里道の関係でお話しをさせていただきました時に、その話しを下勢田の自治会長から聞いております。

川上委員

そうすると、今、総務課長が答弁した内容について、違和感があったでしょ。おかしいと思ったでしょ。あなた、実相を調べたんでしょ。立ち聞きというか、話しのついでで聞いたようなことなんですか。それとも、役所に言ってきちんと調べたことなんですか。役所行って調べましたか。

管財課長

下勢田地区で自治会長から、土砂崩れが2件、上勢田の床上浸水が約30件あったと聞いております。支所のほうでは聞いておりません。

川上委員

だから、総務課長が立つところじゃないんですよ。これは、潁田町の洪水避難地図、ハザードマップです。潁田の場合は7・19の時の被害実態を書き込んでるんです。見たら一目瞭然でしょう。大平山からずっと水が流れてきて、下勢田が浸かっているという状態じゃないですか。水田から家屋から。だから、地元の方は心配するわけですよ。で、こういうのをいつ知ったか。だいたい、ここを候補地にした時に調べ始めなければならないですよ。ところが、自治会長さんたちと会う前に、ずっとあなたが下準備して、もう売ろうと、最後通告しようという時になって、あなた方はお会いになったんだから。ということは、売る段取りをしている間にも、ここはどういうふうに災害があったところだとかの観点が全然ないわけ。だから、32条、「公共の福祉に適合するとともに」という観点から、あなた方は水害のことは完全に無かったわけです。だから、あなた方は自分たちが作って仕事の指針にしなければならないものを、まともに見てない。そして言われて、あ、とか言ってね。行政が、あ、とか言った時に、どれだけの人が苦しんだり、場合によっては亡くなったりするのか、考えないといけないと私は思うんです。

今日は所管事務調査ということでやってるわけですがけれども、責任ある態度をとる必要がある。そこで、なぜこんなふうは無責任な状況が続いて、売れば売ればというふうになってくるのか。金がないから売るんだ、というわけにはいかないでしょう。自分たちの規則に書いてあるんだから。それで、この間の市の責任体制、振り返ってみました。そうすると、もちろん市長・副市長がおられます。そして2006年度は上田高志総務部長、それから2007年度は坂口憲治総務部長、2008年度が野見山智彦総務部長ですよ。それで、現在の岡松管財課超は3年連続です。この体制の中で、公共の福祉に適合するかどうか、今申しましたようなことがまともに検討されていないということが、今、質疑の中で明らかになったでしょう。水害のことも考えてないんだから。だから私は、この「公共の福祉に適合するとともに」というところに、市有地売却にあたっては、この潁田の大平山のことでないですよ、これはもうやらないということになったんだから、一般に、きちんとこの大前提に立ち戻るといふ必要があると思うんだけど、これについてお考えを伺いたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15：27

再開 15：27

委員会を再開します。

総務部長

何度もお話しをさせていただいてますが、公有財産管理規則の文言でお話しされております。私どもも、当然、処分に当たりましては公共の福祉に反することはできませんし、開発行為も

認められるものではございません。そういった中で、適切な処分をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

川上委員

そんな質問、してないでしょう。市長、おわかりでしょう。だから、公有財産管理規則の第32条に書いている、くどいけど「公共の福祉に適合するとともに」というところを、大平山に限らず全般について覚悟を持ってもらいたいということなんです。売却の候補地に上げようとする場合、こういう水害とか、開発によって何が出来るのか、とか。そういうところまできちんと大前提として立場をきちんとするべきだというふうに思うんですよ。市長、どうお考えですか、ずっと聞かれていて。

副市長

先ほど私も答弁いたしましたように、もちろん公共の福祉ということは前提に、土地を売る場合でも考えております。例えば、申し入れがありましたら、何に利用されるんですかというのは必ず聞きます。そして、一般公募でする場合にも、用途は何かということは必ず書いてもらっています。その中で、どうしてもこれは公共の福祉に適合しないというものであれば、辞退するなり指導するなりして、地域の活性化といいますか、地域の発展のために役立つようなことに利用してもらう方にその土地を売るように努力をしておりますし、また実際問題として、その土地を開発される時には、先ほども言いましたようにいろんな法律がありまして、その法律に基づいて開発手順を行っていきますので、そこら辺は十分に注意を今後もしていきたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:30

再開 15:31

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

川上委員

先だって報告がありました、ダイヤ機械株式会社の関係土地のことについて審査したいわけですけれども、先の委員会でも述べておりましたとおり、無償譲渡契約書、土壤に関する調査報告書などの資料をまず要求したいと思います。お取り計らいをお願いします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただ今、川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

管財課長

はい、提出できます。

委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、配付させます。暫時休憩します。

(資料配付)

休憩 15:33

再開 15:35

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。再開を、45分といたします。

休憩 15 : 35

再開 15 : 43

委員会を再開します。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「職員駐車場有料化の実施について」報告を求めます。

総務課長

平成18年度に行財政改革実施計画推進項目に挙げられました、職員の公共施設駐車場利用の有料化につきましては、平成18年度に本庁分の実態調査を行い、平成19年度以降、先進地視察を行うとともに、関係課、職員団体等と協議を重ねてまいりました。現在、本庁においては別館横に34台分、第2別館に95台分、総合庁舎横に70台分、計199台分の駐車スペースを追い込み式で無料貸与しておりますが、行財政改革を推進していく中、市民の理解を得るとともに、適正な財産管理の観点からも、直員駐車場の有料化について平成21年5月からの実施を予定するものです。有料化の具体的内容としては、別館横及び第2別館横に区画割り方式により65台分を職員の駐車場とし、月額3千円で1年契約により公募・抽選により貸与しようとするものです。なお、臨時、嘱託職員については、総合庁舎横の70台分をこれまでどおり無料で追い込み方式により使用許可することとし、新たに第2別館玄関前に来庁者用駐車場を13台増やす予定です。この有料化により、年間234万円の収入が見込まれますが、駐車できなくなると見込まれる64台分については、公共交通機関や交通用具等の利用や、新たに整備されました河川敷駐車場を使用する予定です。なお、支所及び出先機関につきましては、平成21年度以降、引き続き検討してまいります。以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

職員の駐車場の有料化につきまして、私は6・7年くらい前から先進地の視察をしながら、ひとつ、行財政改革の中で取り組んだらどうか、と。その時には当然、議会のほうも、議員のほうも、毎日停めるわけじゃありませんけど、議員のほうにも応分の負担を求めたらどうかということをおっしゃっていましたが、今回は職員だけの有料化、それも本庁だけということですけど、この件につきましては議会のほうとはどのような合議があったのか。我々、初めてこの職員駐車場有料化を報告で受けて、初めて知ったわけですけど、議員のほうに対してどのように合議があったのか、その点はいかがでしょうか。

総務課長

今回の職員の公共施設、駐車場利用の有料化につきましては、議会のほうとの合議、もしくはご相談といったものは差し上げておりませんでした。平成18年度に行財政改革実施計画の推進項目に挙げられた事項といたしましては、公共施設の駐車場利用の有料化ということでございましたので、今回は職員の分についてだけ検討して、このような取扱いをしたような次第でございます。

兼本委員

いや、それはおかしいんですよ。行財政改革というのは、いつも言われるように、やはり市民、それから行政、議会が財政の危機管理というものを共有するというのが一番大事なことだろうと思うんですよ。その中で、職員だけが有料化するということになりますと、議員さんたちはどうしますかということで、当然、市民から聞かれると思うんですよ。我々は無料ですよ、と。職員だけ有料ですよ、と。それから、支所はどうなってるんですかということになりますと、支所はまた今後の問題ですよということになるかと思うんですね。だから、やるのであれば、やはり、飯塚市におきましては本庁・支所という区別はないわけですから、皆同じ飯塚市の職員であって、議員も飯塚市の駐車場を利用するという点については同じ利用者なんですよ。そうしますと例えば、職員が3千円であれば、議員は毎日使わないから例えば半分の1,500円にするとか。一応、歩いて来られてる方は別問題として、車で来てる方は当然応分の負担というものはやっぱりあってしかるべきであるし、また、議会に対して、こういうふうな考えを持っておりますけど議員のほうはどうでしょうかという合議があつてしかるべきと私は思います。で、あなた達だけでそういうこと決めて、職員だけやりましたよ、と。私たちだけ汗をかいてますよ、と。議会は何も汗かいてませんよというようなことを、あからさまにこういう形で出してもらおうと、非常に困るわけですよ。だから、その点については、行財政改革が職員だけを対照にした行財政改革だったからこういう形でやりましたということは、私は説明にはならないと思うんですけどね。だから当然、やるのであれば、今からでも議会のほうに対して相談すべきことだろうと思うんです。

私はいつも言ってますように、議会と行政は車の両輪で、何事も議会と相談しながらやるのが、スムーズな行政運営につながるんじゃないかということは、いつも言っておりました。また今度も議会抜きでこういうことをやったということについては、私は承服しかねますけどね。だからそれを「もう実施しますよ」と。だから報告しますよ、では、ああそうですか、分かりましたということでは、私は議会としては承服しかねると思いますけどね、どういうふうなお考えでこれをしようと思うのか、その点、よく答弁していただきたいと思います。

総務部長

質問者言われます議会との関係でございますけれども、当初、行財政改革の中に職員駐車場の有料化、これは料金を取るにあたっては、常時停めるという一定の権利を認めるような形になるものですから、私どもといたしましては、常時停める職員駐車場という観点しか認識がございませんで、議会についての使用量というようなことについては、台数確保もできておりませんので、常時の駐車ということではございませんので、そういった面からも、そこまでという認識は全く持っておりませんでした。そういったことで今回、職員の分だけを行革の計画に上がった中で進めてまいったわけでございますので、そういった面につきましてはご理解のほど、よろしく願いいたします。

兼本委員

行財政改革については、議会のほうとしても、やはり我々も何らかの形で行財政改革に協力しようということで、次回の選挙からは議員の定数も減らそうという形の中で、やはり応分の、行財政改革については職員の皆さんだけではなくして、我々も汗をかくところは汗をかきましようということでやっております。で、一般の市民の方たちは、市役所に来庁して使うということは、それは時々でしょうけれど、我々は決まった時期、3・6・9・12月につきましては必ず決まった時期に使うわけでありまして、またそのほかに、閉会中の委員会するときにも使うし、それから、ほかのことについて来庁して駐車場を使うということは、一般の市民から比べますと相当数頻繁に使ってます。そして、我々も議員歳費という形でお金も頂いておるわけですからね。そういう形からいいますと、やはり議会に対して、いかがいたしましょうかとい

うこの話しはあってしかるべきと思うんですよね。それも一言もなく、自分たちだけ行財政改革で汗かいてますよ、と。そして、議員の皆さんたちは時々しか使いませんから、あなた達には相談しませんでしたということは、一般市民のその話をして通りますかね、そういう話が。今、答弁した方は、そういう話をして一般市民に「なるほど、議員は時々しか使わないからいいだろう」という話が通ると思いますか。

総務部長

先ほども申しましたが、使用料という形での料金徴収、これに当たっては常時の駐車ということが一定の権利的なもので対価として料金を取るわけでございますので、そういった部分について職員が対象ということ念頭に置いて事務を進めてまいりました。質問者言われる案件につきましては、今後、議会とも協議させていただきたいと思っておりますので、そういった形でご理解のほど、よろしく願いいたします。

兼本委員

ご理解できません。だから、今言われるように、本庁の職員だけを対象とすることなく、やるのでしたら本庁・支所とか関係なく全職員、そして議会も含めて、再度、例えば5月からやるということであれば、それが1ヶ月・2ヶ月ずれ込んだとしても、早急に今の議会に対して、どういうふうにしたらいいかということの合議をして、そして実施をすべきだと私は思います。そうしないと、ただこれ決めましたから報告事項で、というような、もう何でも安易に報告したら、出せばそのとおりですよということじゃないと思うんですよね。やはり二百何十万円という形でも財源としてやれば、その金はいくばくかの財源になるわけですから。我々が、三十何名が例えば3千円ずつ出したとしてなんぼになるか、たいした金額にはならないかもわかりませんが、やはり行政も議会も一緒になって、この厳しい財政状況を乗り越えようという気持ちは、私は一緒だろうと思うんですよ。あなた達だけが行財政改革で汗かいて、議会は何もあなた達にご迷惑かけませんよというような論理は、私は成り立たないと思うんですけどね。もう一遍、そこのところはよく検討してですね、議長とよく相談してですね、どうするかということ、やってもらいたいと思いますけどね。いかがですか。

副市長

配慮が足りなかった点はお詫びいたします。そしてまた、議員さん自身からそういう申し出をしていただくということは、本当にありがたいというふうに思っております。議会のほうも十分に協議させていただいて、この実施計画がスムーズに進むようにしていきたいと思っておりますので、ご理解、よろしく願いいたします。

兼本委員

ちょうど、まだ3月一杯、議会がありますからね。この程度のことでも議会がガチャガチャするようなことはないと思うんですよ。だからやはり、議長に「決まりましたから」ということで報告するんじゃなくして、こういう具合で行財政改革で、本当によその先進地も職員から料金を取っておりますからということで、確か、私が行ったところは議会のほうも取っていたと思うんですよね。だから、そういう形の中で、3月一杯の期間もございますから、今からでもよく相談されて、そして、わずかなお金にしかならないかもわからんけれども、やはり行政と議会が一体になって行財政改革に取り組んでるんだという強い危機意識を持つことのほうが、金額の大小じゃなくして、一番大事なことだろうと私は思いますので、今、副市長言われたように、3月議会、まだあと1ヶ月近くありますから、よく議長に相談されて、そうすると我々もこういうことについて1ヶ月も2ヶ月も引っ張るようなことは、私はないと思います。だからよく相談されて、やれるように、私はぜひやっていただきたい。5月から実施するのであれば、それでも出来ると思いますので、ぜひそういう形でやっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

三・四点、お尋ねしたいと思います。職員団体と協議をしてのことということでしたけども、職員団体それぞれは、どういうことで同意しているのでしょうか。あるいはしてないのでしょうか。

総務課長

簡単に今回の駐車場有料化の検討の経緯を申し上げますと、平成18年の8月に実態調査を行いまして、その後、行革の実施計画におきまして推進項目として上がっておりました。平成19年の3月に、まず職員組合との協議を開始いたしまして、それ以降、同年の11月に先進地、筑紫野市に視察に参っております。この間、関係課、人事課、管財課と歩調を合わせまして、組合側と協議を重ねてきたわけでございます。途中、中断した時期もございますが、平成20年7月に再度協議を再開いたしまして、昨年末に至りまして、ほぼこのような形でやっていくような合意が形成されたところでございます。当初、組合のほうとしましては、行革の推進項目に上げてるということがございましたので、最初から前向きに協議に臨んでいただいたというふうに認識しております。

川上委員

筑紫野市が先進地というのは、驚きましたね。筑紫野市の駐車場というのは、非常に狭いですよ。非常に不便ですよ。そこで筑紫野市が、お金があるかないか知りませんが、無理に職員からお金を取ってるのが先進という発想は、いただけないと思うんです。それから、組合が同意したということのようですけど、ここに停めてお金を払うのは組合員だけですか。それ以外の方はどうするんですか。

総務課長

今回、有料化にあたりまして、停めることのできる職員といたしましては、通勤手当を受けている職員、要するに2km以上離れている職員が、これに応募できるという取扱いにしております。臨時職員、嘱託職員については基本的に今までどおり、総合庁舎横の70台分のスペースに追い込み方式で駐車をする、と。再任用職員はということになると思うんですが、通勤手当を受給している職員については有料化ということになります。

川上委員

私の質問は何でしたかね。組合員だけが停めるのかと聞いたんですね。組合員以外も停めますよという答弁ですかね、今は。

総務部長

質問者、組合員というお話をされましたが、職員は組合員と非組合員、管理職があります。管理職につきましては当然、行革の実施計画を下る途中で当然認識をいたしておりますので、そのような形で了解をしているということでございます。

川上委員

公民館とか支所とか小中学校は、実施計画に入っていないから検討していないんだということですか。入ってるんですか。今後やるんですか。どういうテンポで、来年やるとか再来年やるとか、その辺も聞かせてください。

総務部長

先ほど、総務課長から報告の中で申しました。各支所、出先機関につきまして、平成21年度以降に検討を進めるとご説明を申しましたとおりでございます。

川上委員

まだ、何年から小学校、何年から公民館とかは決まってないということだと思っておりますが、そ

うすると、あなた方としては、今言ったようなところが全部有料化になると、いくら増収になると考えているんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 16:01

再開 16:02

委員会を再開します。

総務課長

平成18年当時に、有料化に伴う影響額を調べたことがございますが、その時には支所までのところで検討いたしておりまして、出先機関等については計算がまだ正確にはやっておられませんでした。この当時は、2千円という月額を前提に影響額を算定しておりましたし、また、支所の規模がこの2年間で随分変わりましたものですから、ちょっと数字は現在は使えないというふうに考えております。

川上委員

これは、給与天引きか何かする議案が出てるんですかね。駐車場代の。

人事課長

新年度の議案で、人事のほうから、この使用料の分につきまして給与天引きができるような条例改正を予定しております。

川上委員

じゃあ、詳しくはその議案審査の過程でまたできると思いますけど、最後に一つだけ。皆さんは、それから議員の中からも、行革に資するためということで3千円とか何とかという話になってるんだけど、市民の中には別の見方もあって、市職員は金さえ払えば市役所の施設を我が物として利用できるのかというような捉え方も出来るんじゃないかと思うんですね。だから、3千円で市役所の中の敷地を1ヶ月間占用するわけですよ。これが例えばどこかの部屋ということになってくると、わかりやすいでしょう。おかしいでしょう、いかにも。だから、逆に言うと、市職員とか、金さえ払えば市の施設を自由に使えるということにもなりかねないので、そういう意味では、庁舎管理上ということもあるけど、もう少し市民の感情だとかいうのは多面的、いくつかの角度から見てしかるべきだと思います。誰も応募せずに、見張っとかないといけなくなりますね。あそこ、のがみプレジデントホテルの横にみんな行くでしょう。そしてあそこに緊急雇用対策で人を、そしてまたボックスを復活してね、それもいいかもしれませんけどね。まあ、仕事は作らないといけなくとも、私は市の職員がこの数年間だけでも何十万円と年収が減ってきている状況はある中で、追い討ちをかけるようなまねはしないでいいんじゃないか、と。行革と言って、200万円浮いて300万円浮いて、鯉田工業団地につぎ込んだりするだけですから、意味がない。それより、職員が一生懸命働けるように、現状を変える必要は余りないんじゃないかと私は思いますので、まあ、これは報告事項だから、このくらいにしたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永露委員

今度の有料化に伴いまして、先ほどの説明ですと六十数台の、いわゆる、あぶれ台数が出る。これにつきましては公共交通機関や民間の施設、あるいは河川敷等での対応ということになるんでしょうけれども。ただ、ちょっと話変わりますけど、私、ある市民の方から相談がありました。飯塚市の来庁者用の駐車場が全うな使われ方をされていないという相談を受けた。例えば、一般の通勤者が置いていたりとかいうことも考えられるということの相談がありました

ので、先日、自分の目で確かめないといけないということで、のがみプレジデントホテルの横の駐車場に、朝、わざわざ7時から来て、停めて、見てたんですけれども。どうも、話の相手はどうも、向こうの総合会館前の駐車場だったらしいんですけれども、私はこちらと勘違いして、そこに停めておったんですけれども。おかげで7時半から8時15分まで監禁されまして。綱をかけられましてですね、出られないようになったんですけれども。そんなこと知らなかったんですけれども。まあ、7時半に綱を張るんですね。で、見てたら、8時15分に今度は開けに来たんですね。私が7時に来た時には5・6台の車が停まってましたけど。恐らく前の晩か、もっと朝早くに来たんだろうと思いますけれども。で、8時15分になって開錠されました。お二人、黄色い上着の方が来られて開けられました。そしたら、開いた途端に15台くらい次々に、8時25分くらいまでの10分くらいの間に、ざっと入ってきたんです。で、こう、見てたら、ほとんどが庁内に入って行かれるんですね。役所の職員です。私は目の前で見たので、間違いありません。堂々と真ん中に置かれて庁内に入っていかれるのは、女性です。女性、さすがだな、と思いましたね。そして男性は、一番奥の隅っこに置くんですね。やっぱり、置きちゃいかんという気持ちがあるんでしょうけれども。で、置いて、大部分が第2別館ですか、外に回らないで横から入るようになってるんですね。すっと入れます。

で、私が心配するのは、それはそれで問題ですけども、こういうふうにもまた具体的に60代以上のあぶれ台数が出るという状況になるわけですから、そういうことも心配になる。置く場所がない。そしたら人間、考えることは、一番のいい駐車場はあそこ。距離的に。値段はゼロだし。役所のまん前だし。ですから、そういう状況もあり得るということも考えてかからないといけないんじゃないか。残念ですけどね。あつてはならんことだろうと思うんですけども。でも、私も現実的に目の前で見せ付けられると、そういう気持ちになりましたもの。今度、どなたか見られたらわかりますよ。まあ、皆さん方がいたらそういうことはしないかもわかりませんがね。私の目の前で堂々と入ってました。だから、そういうことも今回の有料化に伴って、やはり想定されることだということも考えられたほうが、ねえ、総務部長、よろしいかと思しますので、その辺のことも頭に入れられて、また職員の方々にも周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

併せて、その話とは別ですけども、あそこの総合会館の前の駐車場につきましても、7時の段階で15台停まってました。で、8時半になったら35台停まってました。来庁者が来られる前に、もう35台の車が停まってしまってるんですよ、あそこ。そういう現状を皆さん方は薄々ご存知だろうと思うんですけども。人のことだからあんまり言わないでおこうと思っておられるんでしょうけどね。でも、やっぱり、来庁される方から見ると全うな状況ではないと思うんですよ。そういうのが何台かいるということなら別ですけども。だから、端から見ると、もう満車状態ですよ。そういう状況にもなっておるということも含めて、駐車場全体の問題として、総務部長も少し考えていただきたい。あそこは全く施錠しませんから。出入りオープンですから。ですから、朝早く置いて、夜帰ってきて乗って帰るということも、やりようによっては出来ますので。そういう状況があるということだけでも、併せて頭に入れておいてほしい。ですから、そういうことも踏まえて駐車場全体の問題として、やはり再検討していただきたいということ、そして、職員に対する周知徹底も併せてやっていただきたい。よろしいですね、総務部長。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。